

平成 30 年 第 4 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

# 平成30年第4回小国町議会定例会会議録

( 第 1 日 )

1. 招集年月日 平成29年12月11日(火)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成30年12月11日 午前10時02分

1. 閉 会 平成30年12月11日 午後 1時31分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君      書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 清 高 泰 広 君
政 策 課 長 佐々木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 小 林 徳 子 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 大塚英博君

11番 松本明雄君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 12月11日から 12月13日までの3日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時02分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (h. 30. 12. 11)

議長（渡邊誠次君） それでは、皆さま、おはようございます。

ずいぶんと寒くなってまいりました。今年も残り二十日あまりでございます。体調を崩された町民の皆さまも多いと聞いております。ぜひとも御自愛をいただきまして、寒い冬を乗り切っていただきたいというふうに思っております。

それでは、平成30年第4回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、北里町長から御挨拶をいただきます。

町長（北里耕亮君） おはようございます。平成30年第4回の小国町議会定例会を開催させていただきましたところ、議員の皆さま方には大変お忙しい中にお集まりをいただき、本当にありがとうございます。

お手元にありますとおり、12月議会、それぞれの条例改正、そしてそれぞれの補正予算関係、そして人事案件としては固定資産評価審査委員会委員、人権擁護委員、そして裏面に渡りまして、これは議会からでございますが議会議員政治倫理条例、そして後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてというふうになっております。また明日は、一般質問を予定されております。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成30年第4回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

2番 大塚英博君

11番 松本明雄君

にお願いをいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る11月30日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日12月11日から12月13日までの3日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの3日間と決定いたしました。

本会議は、本日と12日に開くこととし、もし会期末を待たずに議了したときは、そのときに閉会をいたしたいと思えます。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「議案第44号 小国町の休日を定める条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（小田宣義君） おはようございます。

それでは、説明を申し上げます。議案集をお開き願います。1ページでございます。

議案第44号 小国町の休日を定める条例について

地方自治法第96号第1項第1号の規定により、小国町の休日を定める条例を別紙のとおり提出する。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

この条例につきましては、地方自治法第4条の2に、地方公共団体の休日は条例で定めると、明記してあります。小国町はこれまで昭和64年1月1日に制定された国の行政機関の休日に関する法律の経過措置により、この休日を運用してまいっております。今回、この小国町の休日を定める条例を上程する理由といたしましては、小国町地方自治法の逐条解説にも記載されているとおり、地方公共団体の休日が条例で定めるべきこととされているのは、地方公共団体の運営の基本的事項であるため、今回、ちょっと遅くなりましたが上程させていただくものでございます。

条例につきましては、別紙の44と書いてあります小国町の休日を定める条例文のとおりでございます。国の行政機関の休日に関する法律と、ほぼ同じでございます。

よろしく願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第44号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第44号、小国町の休日を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の

挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「議案第45号 小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（小田宣義君） 議案集1ページ下段をお願いいたします。

議案第45号 小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

この条例につきましては、国及び県が各町村のラスパイレス比較によりまして、人事委員会の勧告を行っております。この勧告制度は、職員の労働基本権誓約の代償を措置として、また情勢適用の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられている制度です。

これに基づきまして、民間給与との格差を解消することを目的に、小国町の職員給与を給与表で0.2パーセント、勤勉手当で0.05月分のアップをお願いするものでございます。

また宿日直手当につきましては、現在4千200円を支払っておりますが、200円アップの4千400円とするものでございます。これによりまして、給与で96万円、勤勉手当で280万円、宿日直手当で約5万2千円の経費がかかることとなります。

資料の45で改正に伴う条文、総務課資料2では新旧対照表をつけております。改正箇所には下線を引いてございます。

改正文の中には、医師や歯科医師の宿直勤務等の部分も含まれておりますけれども、小国町に対象の職員はおりません。また、一般職の任期付採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、小国町に該当する職員はおりませんが、国や県、人事委員会の勧告に基づき、今回同時に改正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第45号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番（時松昭弘君） 今回の一般職の職員の給与に関する条例改正が出ておりますが、このことにつきましては反対をするわけではありません。しかしながら、来年の4月からいわゆる働き方改革、この法律が変わっております。一応、2020年からそういった臨時職員等にいろいろ手当の支給等があるわけですが、あと1年前になりますけれども、非常に心配しているのが財源の問題ですが、財源のあたりが今後町あたりがどのような形で考えておられるのか。そしてまた、あるいは今の一般会計の中からのそういった財源の捻出ということになりますと、ほかの予算関係に非常に影響があるわけです。そういうことを考えたときには、しっかり国県あたりに、そういった要望をはっきり決めていただいて、そして全国的な市町村あたりが全部該当するわけですから、そこあたりを的確に1年間の間に処理をしていくという形を要望したいと思えます。そういったことは、まだ来年度になりますけれども、新しい町長も今度変わるということではありますが、しかし、これは議員も職員も一緒になって問題を課題として捉えておかないと、非常に財源的なものがあって、ほかの予算に本当の必要な予算がすることができなくなるというようなことが考えられますので、そこあたりをちょっとお尋ねしたいと思えます。

総務課長（小田宣義君） 御指摘のとおり、国県の今度の任期付職員の会合の結果がですね、だんだんまとまっておりまして、おっしゃる指摘の増える財源について、ということも出てきております。ただ、まずは職員の適正数を確保して、そしてまたその後をお願いしていくと。今後、あと1年ちょっと期間がありますので、その間に議員とも勉強会を開きながら進めて参りたいと考えております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第45号、小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第46号 小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」から、日程第7、「議案第48号 小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は一括して議題といたします。

執行部より提案理由を求めます。

福祉課長（生田敬二君） 議案集の2ページでございます。朗読をさせていただきます。

議案第46号、小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年12日11日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

続きまして、議案第47号、小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年12日11日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

続きまして、議案集の3ページです。議案第48号、小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定より、小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年12日11日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

議案第46号から第48号までの条例改正案につきましては、介護保険サービスに関する基準を定める条例の一部改正となりますので、関連がございますので3議案あわせての説明とさせていただきます。

条例集におきましては、20ページからでございます。また、改正文に対応します新旧対照表につきましては、福祉課資料の1から3を配付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

本日の説明にあたりましては、福祉課の資料4によりまして主な改正内容について説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。上段に今回提案の3つの一部改正の条例名が書かれておりますが、説明をさせていただき整理の都合上、条例の①、②、③とさせていただきます。中段からの改正の概要です。平成29年6月に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が交付されております。これによりまして、介護保険法、社会福祉法、児童福祉法等の関連法の改正が行われております。介護保険法の一部改正に伴いまして、指定地域密着型サービス事業、指定地域密着型介護予防サービス事業、また指定介護予防支援等の事業に関して定められております各種の基準が改定をされております。

資料の2ページを御覧いただきたいと思います。表の左側は、これらの基準が定められた厚生労働省令となります。これら3つの省令の改正に伴いまして、基準の改定が行われましたので、それに基づいて表右側にあります本町で制定されている各基準を定める条例①、②、③につきまして、一部改正を提案させていただき形となっております。

(2)の改正項目についてです。原則といたしまして、国の基準に基づいての条例改正案となっております。あわせて、条項等の校正、条文の整理のための所要の改正を行っております。

3ページ目からが主な改正内容になります。まず、(1)専門職の資格要件の緩和でございます。主なものといたしまして、条例①の第6条、第48条におきまして、オペレーター業務職員、これ随時対応サービスとしまして、利用者又はその家族からの通報に定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者になります。このオペレーター業務職員について、代替できる資格要件としてのサービス提供責任者の従事経験年数が3年以上から1年以上に改定されまして、要件が緩和をされております。

次に(2)の人員配置等の緩和です。条例①の第6条、第32条の改正によりまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従事者に関して、午後6時から午前8時までの時間は随時サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターが訪問介護員等に替わって随時訪問サービスに従事することができることされておりましたが、今回の改正によりまして時間規制の要件が撤廃をされております。

また第39条では、利用者やその家族、地域住民、医療関係者、町職員等で組織される協議会

としての介護医療連携推進会議の開催に関しまして、3月に1回以上から6月に1回以上、年間2回というふうに改正をされまして、開催回数が緩和をされております。

第60条の25におきましては、指定療養通所介護事業所の利用定員について9人以下から18人以下に拡大改定をされております。

(3) 共生型地域密着型通所介護の創設です。条例①の関係各条が追記、改正をされておりますけれども、これは高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度といたしまして、新たに共生型サービスが位置付けられております。これによって、その基準についての条例中に新設をされるものでございます。人員基準や設備基準等につきましては、地域密着型通所介護基準が準用をされております。

続いて(4) 共用型認知症対応型通所介護事業所の利用定員の見直しでございます。共用型認知症対応型通所介護事業所の利用定員につきましては、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニットごとにユニットの入居者と合わせた合計を12人以下」に見直すこととされております。条例①及び条例②の関係条文が改正をされております。

次に(5) 介護医療院の創設でございます。条例①及び条例②の中で、関係する規定について追加修正がなされております。介護医療院につきましては、今後、増加が見込まれます慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」であるとか、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護施設として創設されたものでございます。その運用につきましては、要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活の世話、介護を一体的に提供するものとされています。介護保険法上の介護保険施設になりますけれども、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられるものでございます。なお、この新しい施設としましては、まだ熊本県内に1例も設置をされていないような状況でございます。

(6) 身体的拘束等の適正化による措置でございます。条例①におきましては、認知症対応型共同生活介護ほか3つのサービス施設につきまして、条例②におきましては介護予防認知症対応型共同生活介護について、その取扱い方針が改められております。改正内容としましては、身体的拘束等に関して、検討委員会を3月に1回以上開催し、従事者に周知徹底を図ること。また、適正化のための指針を整備すること。また、身体的拘束に係ります従業者の研修を定期的に開催すること等が新たに定められております。この改正項目の対象となりますのは、小国町内に2施設ほどございます。

続きまして(7) 地域密着型介護老人福祉施設における緊急対応の義務付けでございます。介護老人福祉施設につきまして、入所者の病状急変に備えまして、あらかじめ医師との連携方法であるとか緊急時の対応方法等を定めておく義務付けが新たに規定をされております。

(8) サテライト型看護小規模多機能型介護事業所の創設でございます。条例①の改正によりまして、サテライト型看護小規模多機能型介護事業所の創設に伴いまして、人員配置等の基準また関係規定について、追加修正をされているものでございます。

(9) 医療病床等からの転換による介護保険施設の整備基準の特例期間の延長、並びに(10)の介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「地域密着型特定施設入居者生活介護と医療連携機関の併設型」に転換する場合の特例につきましましては、改正条例①の附則の改正によりまして、特例措置あるいは特例期間の延長等の緩和措置がなされているものでございます。本町における対象施設はございません。

5ページに入りまして、(11)から(13)の項目に関しましては、地域包括支援センターと一部の介護事業所が対象となるものでございます。まず、(11)障害福祉制度の相談支援専門員との連携でございます。条例③の第2条の改正によりまして、障害のある方が介護保険サービスを利用する場合、ケアマネジャーと障害福祉制度における相談支援専門員との連携を促進するために、介護予防支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める旨を明確に規定をしているものでございます。

(12)公正中立なケアマネジメントの確保です。条例③第5条第2項の改正で、利用者との契約の際の説明に関しまして、利用者やその家族に対してケアプランについての説明を行っているところでございますが、利用者は複数の介護支援サービス事業者等の紹介を求めることができる、ということにつきましましての事業者の説明が義務付けられております。

続いて(13)医療と介護の連携強化です。アの入院時における医療機関との連携促進としまして、条例③第5条等の改正によりまして、介護予防サービスの開始にあたりまして、利用者に入院の必要が生じた場合には、担当ケアマネジャーの氏名、連絡先等につきましまして、入院する医療機関に伝えるよう利用者家族に対し依頼することが義務化されております。イの平時からの連携促進といたしまして、条例③第32条の改正によりまして、介護予防サービスの利用者が医療系サービスの利用を希望する場合におきましては、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求めることとされておりますが、この主治医等に対しましてのケアプランの交付が義務付けをされております。また、利用者の口腔や服薬状況、ケアマネジャー自身が把握した利用者の状況等につきましまして、利用者の同意を得た上で主治医等に情報伝達することが義務化をされております。

(14)その他といたしまして、今回の改正に伴って条項等の校正であるとか条文、文言等の整理のための改正をあわせて行っております。

駆け足での説明となりましたけれども、以上が今回の条例改正の主な内容でございます。

最後に、本条例の改正案の施行期日でございます。3つの条例改正とも、交付の日から施行し、平成30年4月1日から適用させていただくものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第46号から議案第48号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） ただいま説明をいただきました。それですね、先ほど課長から説明もございましたけれども、この2ページの（2）に改正項目については、町の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定める特段の事情は認められないためということで、以下3ページ以降の内容の改正をされるということでした。特に対象施設がないという部分も結構ありましたので、施設がないから異なる内容を定める特段の事情は認められないんだということになるのだろうと思いますけれども。例えば良い内容の改善もあるのですが、緩和というところについては、例えば対象施設はないにしても定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護のオペレーターの資格要件の緩和というのがありました。その資格要件が3年以上の経験から1年以上の経験というふうに、これも緩和されるわけですが、確かに人にはそれぞれ個人の能力差というものがありますので、1年以上の経験でも十分にやれる人もいれば、例えば2年やっても、なかなかこの人はうーんという人もいると思うのですよね。そういう場合、やはり国の基準が緩和されたからといって、わざわざ、しかも対象の施設がないわけですから、実際その要件が緩和されないから困ったと。なかなか人手不足で、もうちょっとこれは事業の継続が難しいですよというような、そういう切羽詰まった施設も存在しないわけですから、わざわざここで緩和する必要があるのかなという点で、私は疑問なのですが。そういうことは、どう考えられますか。

福祉課長（生田敬二君） 御質問の件でございますが、今回の条例改正におきましては、各施設の基準等の定義を、国の基準にあわせて定めているという形でございます。対象となる施設がない改正内容もございますが、町が指定するための地域密着型サービスの基準ということでございますので、今後、そういった施設の設置も出てくる場合もあろうかと思っております。そういう場合には町が指定を行いますので、事前に協議であるという形にもなろうかと思っております。また、人手不足ということも議員からありましたけれども、そういったところを柔軟に対応できるように緩和をすることでございますので、今後そういう施設の予定等がございましたら、事前協議もございますし、そういう定義を町のほうであらかじめ定めておくということで御理解をいただきたいと思っております。

5番（児玉智博君） それでは、これは全員協議会のときも伺いましたけれども、この5ページの医療と介護の連携強化というところで、特にイの条例③の第32条のところになるのですが、平時からの連携強化ということで、主治医に対してケアプランを交付することが義務付けられ、また訪問介護事業所等から伝達された利用者の状態ですね、服薬状況等をケアマネージャー自身が把握していることは主治医などに必要な情報伝達を義務付けるというふうになっています。この情報の伝達方法というのはどのようになるのか、御説明をお願いします。

福祉課長（生田敬二君） これに関しましては、この条例③ですけれども、地域包括センター等に

適用されるものでございます。これまでも、この改正は行いましたけれども、実際にこれまでも医療機関であるとか、地域包括センターの職員間や医師との間にそういう情報交換は本人の同意を得たような形で情報共有を行っているものでございます。特段、これからすぐに、どういう取り組みを変えていくというようなことはないかとも思っておりますけれども、一応、法というか基準のほうで「それをしなければならない」ということで強化というか、それを定めておくというような改正になろうかと思えます。

ただ、今度、基準として定めておりますので、いろんな取り組みの工夫であるなども出てくるかとも思っております。それは包括センターであるとか医療機関の連携の中で、また考えていきたいというふうに思っているところでございます。

5番（児玉智博君） 条例が変わったら、その条例も運用していくわけで、情報伝達が義務付けられたわけですから、情報伝達は当然行うと思うんですね。そうなった場合の情報伝達という方法がどのようなのですかというのを御説明いただきたいのですが、だから実際ですね、その情報伝達をするために、また新たにシステムを導入するののかという話。いや、でもシステムは導入しないで電話連絡でいいですよというのか、それか文書を作成して、それを郵送なのか、それか利用者の御家族あるいは実際、病院なんかには同行する人が持って行って先生に手渡すのか、いろんな方法が考えられると思うのですが、その情報伝達の方法はどうなるのでしょうか。私としてはあまり、ここにまた新たな予算なんかがつくべきじゃないと思うので、電話なんかで済むのであればそういう方法にこしたことはないかなと思うのですが。そこを最後にちょっとお答えください。

福祉課長（生田敬二君） 先ほどの答弁の中で、これまでも行ってきたことということを申しましたけれども、そのケースごとに電話連絡であったり、実際にお会いしてディスカッションしたりというか、という形でこれまでやっております。必要に応じては、それに関する書類等も情報を共有していくということで使う手段としてもございます。

先ほども申しましたけれども、今後取り組む中で、それを確実に効果のあるものにしていくために、いろんな工夫等もされてくるかとも思いますが、条例が定められましたことで、これまでやってきたことも確実にしまして、議員がおっしゃられるような新しい例えばシステム等を導入して費用が発生するという場合におきましては、予算措置等も必要になってくるかとも思いますが、その折にはまた議会等にも相談申し上げるという形になろうかと思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに。

6番（時松唯一君） はい、6番です。

いろいろな条例の改正の中で一番気を付けていただきたいのは、民間施設でありますから民間に働いている方々、こういうふうになりますから、こういう条例でいろんな要請をしていきますということはわかります。ただ、今の現状の中でよく見てみますと、今の民間の社会福祉施設あるいは南小国もあります。小国もあります。阿蘇の施設については、小国から辞められて来られ

る方が多いというのは何であるかと、よく聞きますとですね、やはり待遇が違います。これはもう第1点ですね。施設の働いている方の待遇が全く違います。そこら付近と同様にできるかが、まず問題だと思います。それから今おっしゃった、ちょっと横文字ですが、私も忘れましたが、病院の先生あるいはケアマネジャーのほうから、うちも入院していますので、まずその家族のトップのほうに電話が入ってそれからの相談に今はなっていますよね。家族に相談というか、家族の中でここで言うなら「私が長男だ」という世帯主のほうにどうしましょうという相談がきます。そういう中で、何が言いたいかといいますと、いろんなものをいろんなことを模索してやることは結構ですが、まず出口をしっかりと考えてやっていただきたい。これはちょっと一般質問みたいになりますけれども、そういうことで注意し、私の指摘したいところにしておきます。

以上です。

議長（渡邊誠次君） 答弁は、よろしいですか。

福祉課長（生田敬二君） 従業員の処遇等につきましては、ちょっと民間の事業所同士のという形にもなろうかと思っておりますので、ちょっと私のほうからあれなんですけれども。今回、条例改正で出していますのは地域密着型施設ということで、小国町が指定をする事業所でございますので、この点に関しましてはその従業員とかですね、一番の目的はやっぱり利用者につきましてよりよい求めているものに対応できるような施設になっていただくということになろうかと思っておりますので、そういう面におきましては町のほうからいろいろ助言であるとか、そういったこともしていくことになろうかと思っております。そういったところで、町からの施設に対しての関与はあるということになります。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。なお、採決においては、執行部は最後にお立ちいただきたいと思っております。

議案第46号、小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 議案第47号、小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 議案第48号、小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第8、「議案第49号 おぐに町民センターの設置及び管理に関する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長（清高泰広君） それでは議案集を朗読させていただきます。3ページお願いします。

議案第49号、おぐに町民センターの設置及び管理に関する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、おぐに町民センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年12月11日提出

小国町長 北 里 耕 亮

それでは条例集の右肩に49と書いてある条例文をお願いいたします。

おぐに町民センターは開発センターの建て替えに伴いまして、来年1月にはオープンする予定でございます。それに向かひまして、設置及び管理に関する条例を今回提案させていただきました。開発センターの建て替えということですので、これまでどおり議会事務局と教育委員会事務局が中に入りまして、それ以外に会議室等が設置されております。

第1条で設置ということで、住民の生涯学習の推進、住民の福祉向上のため、学習、研修や集会等の総合施設として町民センターを設置することにしておりまして、業務として第3条で町民センターは学習、研修、集会等のための場所の提供と2号として、前号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために必要な業務ということにしております。

第4条で使用の許可、第5条で使用の制限、第6条で使用時間ということで、使用時間は8時30分から午後11時までとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときはこの限りではないとしております。失礼しました、午前8時30分から午後10時までとする、でございました。

第7条で使用料として、町民センターの使用料は別表のとおりです。別表、最後のページについておりますように、それぞれの部屋1階から3階まで、事務所以外のところは使用ができるようにしております。これにつきましては、面積に応じて4段階に分けておりまして、300円、500円、1,000円、1,500円となっております。土曜日、日曜日、祝日につきましては、使用料金を2割増しとしております。また冷暖房費として、部屋の大きさによりまして200円、100円徴収することとしております。

あと第8条で使用料の減免や9条で使用料の還付、10条で目的外使用又は権利譲渡の禁止、11条で造作の制限等、12条で使用許可の取消し等、13条で原状回復の義務、14条で入場の制限、15条で賠償の義務、16条で町の免責、17条で立入検査、18条で過料と委任として19条でこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるということとしております。

よろしく願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第49号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） これも全員協議会のときに、一応は確認したのですが、この第17条の立入検査の部分についてですね。このときに事務局長は、職務執行のためというのが、要するに禁止されている営利目的であったり、いわゆるマルチのようなものに使われたときに、それを止めさせるんだというふうに言われました。でも、そうであれば、やはり第10条の許可目的以外の使用であったり、あるいは場合によっては11条などに、「ちょっとそれをされたら」というような造作を加えようとしているのを止める場合であるとか、あるいは使用許可の取消しですよ、その法令に違反する行為があるとか。そういう場合の職務執行であれば、第10条から第12条の目的を達成するためというふうに書いてあるのであれば、全員協議会での事務局長の説明も納得いくわけですよ。しかし、職務執行のための入場というふうにしか書かれていない。これは開発センターのときにも、この条文があったので持って来たというような説明がされましたが、ではそもそもなぜこのような規定があったのかということ。それと職務執行というのが、どの範囲のことを言われているのか。説明をお願いします。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 結局、これ17条は立ち入りをしますよ、ということがございます。何で立ち入りするかというと、この11条や12条やこういったことの違反がないかを確認するためが一つとっております。そういった意味で、一応それぞれの部屋が密室になりますものですから、これは基本的には町民の方の集会ですので、それほど一つ一つチェックするこ

とはございませんけれども、万が一、何か疑わしい場合にはある程度管理者としての義務として入れるようにということで、少し強い言い方になるかもしれませんが、入れるようにしたいということを書いてあるところでございます。

5番（児玉智博君） いちいち、幾つかある部屋を使われるたびに監視するような、そもそもそういう職員にさせるのであれば、そんな無駄な予算の使い方ですよ。そういうこと自体問題だから多分しないんでしょうけれども、ただ「疑わしいときは」というふうに言われましたけれども、だったらどういう人が利用するかについて態度を変えるのかということだと思います。疑わしいと、今おっしゃられましたからね。じゃあ、疑わしいて何かというふうになった場合、やはり私は過去これまで、例えば町が誘致しようとする企業について、住民の方から反対が起きたことがこれまで何度もありますが、例えば、そういう集会ですね、その反対する人たちが。勉強会を開こうということでした場合に、要するに町は誘致したいわけ、けども住民の人は「いや、それは環境に問題がある」とか「ちょっと、暮らしが脅かされるんだ」ということで反対が起こった場合に、やはり町の方針と違う人たちが集会をするからということで、この職務執行というのが思惟的に利用されるんじゃないかという、私はその懸念があるわけですよ。そう思惟的な運用が排除されるのかということが非常に心配なわけですが、そういうことはないというふうに。それが無いような。そういう担保が、この条文の中にありますか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） この条文の中で、そういった思惟的な排除をするようなことは書いてございません。逆に、使用の取消しのときは明らかに問題、条例上の違反があるとか緊急やむを得ない理由によりとか、非常にそういった思想的なものや会議の内容に基づいてですね。もちろん、違法な会議じゃなければですね、それによってこの条例の中で禁止することはできません。

また、このもとになります地方自治法の第244条の中にも、正当な理由がないならば管理者はその利用を制限することはできないと書いてありますもんですから、基本的な考え方としてそういう思想的なもので排除することはできないことが前提として、この条例は考えております。

5番（児玉智博君） おっしゃるとおりなんですよね。ただ、例えばそういう集会や学習会やそういうことが行われるときにですよ、それで立ち入ったとして、そのときに「いや、これは、職務執行だから立ち入るんだ」と、「指示に従ってくれ」と、「今日は解散」と。「もう、使用させません」というふうにした場合、明らかにそれはおかしいわけですけど、そこにいる人たちがとっさにそういうときに対応できるかというふうになった場合は、やはりその17条を持ち出されてしまえば、きちんと対応できずに解散せざるを得ないような状況にもなるかというふうに思うわけですね。それで、やはりそういうものをなくすためには、きちんとした条例のほかにもルール作りをやっていただきたいと思います。やはり、その内部統制でこういう場合はどうするのかと。この立ち入る場合ですね。だから、私は今事務局長が言われるような場合は、例えば健康講座と

いうふうに参加したけれども、参加者から「何かこれマルチじゃないだろうか」というような相談が職員にあった場合に対応をするような、そういう内容なのかなというふうに思うわけですね。だから、やはりどういった場合に立ち入るのかというような明確な基準なんかも検討して、設けていただきたいと思いますのですが、そういう対応はいただけるでしょうか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） これにつきましては、やはりケースバイケースで明確な対応というのは、非常に難しいと思います。ただ、これまで開発センターをずっと運営してきている中で、やはりちょっとおかしいんじゃないかということも以前にはありましたものですから、そのあたりはそれぞれの様子を見ながらですね。ただし、集会やそういったものを妨害するためではなくて、あくまでもそこで町民の方が被害に遭うようなことがないようにということを前提として、考えたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑はございませんか。

6番（時松唯一君） はい、6番です。

同僚議員の質疑は、やはり「よくしたい」という思いから質疑していると思います。それから私も、この29ページの第8条ですね、「公営上その他の理由により町長が相当と認める時」といわれる、公営上その他の理由という、ちょっと漠然としているのかなと、それが1点と。第5条の中に、「営利を目的とした物品販売及び興業をするとき。ただし、町長が認めた各種団体の主催又は主管によるものについてはこの限りではない」といいたい、どうも、私等が分かってても町民がちょっと理解できない部分の文言ではなかろうかと思えます。何かわかりやすい文言があれば、変えたほうがいいかなという気持ちがいたしますが、いかがですか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） まず第5条の「町長が認めた各種団体」というところにつきましては、このあたりにつきましては第19条の委任の中で「必要な事項は規則で定める」と書いてありまして、今のところ規則の中でいわゆる町内の団体やそういった方々がある程度公的な目的のもとに営利を目的とした物品販売や興業が行われる場合は、一応許可の方向でみていきたいなと思っております。

それと使用料の減免、これも「公益上その他の理由により」と書いてありますけれども、やはりある程度公的な会合ですね、町が主催じゃなくてもですね。そういったものについては、ある程度必要に応じて。例えば老人会あたりの会合については減免するようなことを行っていきたいなということで、一応考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5 番（児玉智博君） 私は議案第 4 9 条、おぐに町民センターの設置及び管理に関する条例について、基本的には賛成するのですが、質疑でも述べましたこの第 1 7 条というのは、非常に慎重に扱っていただかなければならないかと思います。というのは、これは他の自治体の文化センター等に相当する施設になるかと思いますが、県内のそういう文化センターの設置条例を見渡しましたところ、立入検査とまでは言わなくても「職務執行のために入場し指示するときは」という条文はごく少数です。ほとんどの文化センターにはこういった条項は設けられておりません。やはり、答弁では事務局長はそういう思想であったり、あるいは集会の内容を理由に立ち入ることはありませんというふうにおっしゃっていましたが、やはりそれが人事異動等で新たな職員が入ってきたときや、あるいは事務局長やあるいは教育長が変わったあとも、きちんとそういった運用ができるようにそういう研修であったり、あるいはやはりそういう基準づくり、あるいは事例学習等は必要だと思いますので、この答弁が今後将来的に守られるような対応は、ぜひしていただくことを求めまして、討論を終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） ほかに、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第 4 9 号、おぐに町民センターの設置及び管理に関する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第 4 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。1 1 時 1 0 分から再開をいたします。

（午前 1 1 時 0 1 分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 1 0 分）

議長（渡邊誠次君） 日程第 9、「議案第 5 0 号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（小田宣義君） それでは説明をいたします。議案集をお願いいたします。4 ページになります。

議案第 5 0 号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、熊本県市町村総合事務組合理約の一部を次のとおり変更する。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合」を、「くまもと県北病院機構設立組合」に改める。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本縣市町村総合事務組合同規約の規定は、平成30年10月1日から適用する。

提案理由といたしましては、熊本縣市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

よろしく願います。

議長（渡邊誠次君） これより議案第50号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第50号、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「議案第51号 小国町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長（小田宣義君） それでは説明をいたします。

議案集をお願いいたします。5ページになります。

議案第51号 小国町過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり小国町過疎地域自立促進計画を変更することについて、議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

小国町の過疎地域の自立促進計画は、平成28年3月7日に議会の議決を経て策定をしております。5年間の計画でございます。今回、議員の皆さまからの要望も強かった空調機の設置を新たに小国小、小国中学校で計画いたしております。計画している空調機の設置数といたしましては、小学校が普通教室14室、特別教室4室の18室。中学校が普通教室8室、特別教室1室、寄宿舎食堂1室の10室になります。この事業の財源は過疎債の借入れを考えておりますので、総額で2年間で1億1千万円の空調機設置費を新たに過疎地域自立促進計画に盛り込んだ計画の変更をお願いするものでございます。

右肩に51と書いてある資料をお願いいたします。変更後が赤字で入っております。この資料がこのまま議会の承認を受けますと、熊本県に提出する資料となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第51号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） それでは、この赤印で変更になったところで。1億円は平成31年度の当初予算に盛り込まれることになるのでしょうか。

総務課長（小田宣義君） はい。一応当初で組んで、なるべく早く設置を考えております。

5番（児玉智博君） 大体その工事完了の詳しいスケジュールというのはまだまだ実施設計等が終わってからと思うんですけれども、目標というのは持っていらっしゃれば教えてください。

総務課長（小田宣義君） お答えいたします。

これは、国の臨時の事業でもある学校施設環境改善交付金ということで、一応、各ほかの町村も取り組んでおります。考えとしては、暑くなる前にはぜひとも終わりたいんですけれども、国中の機械の設置数などが問題になってきますので、できるだけ早く設置をしたいと考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第51号、小国町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第11、「議案第52号 平成30年度小国町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。

総務課長(小田宣義君) それでは、議案集をお開き願います。5ページの下段になります。

議案第52号 平成30年度小国町一般会計補正予算(第5号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小国町一般会計補正予算(第5号)を別紙のとおり提出する。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

それでは、別冊の補正予算書第5号をお開き願いたいと思います。

1ページです。

平成30年度小国町一般会計補正予算(第5号)

平成30年度小国町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2千912万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3千858万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

それでは、第1表といたしまして2ページから5ページに、歳入歳出それぞれの款項の区分及

び金額を記載しております。

6 ページにつきましては、第 2 表地方債補正として、起債の目的、限度額等が記載してあります。

7 ページ、8 ページにつきましては、歳入歳出の補正予算事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

1 2 ページをお願いいたします。歳出の大きな額の補正項目について、説明させていただきます。まず、歳出の中で各項目に出てきております給与、職員手当、共済費等の人件費の増減につきましては、人事異動による増減額と今回議会をお願いいたしました職員給与のベースアップ分となっております。

では 1 2 ページの総務費から参ります。総務費の中で目 3 の財産管理費です。2 5 の積立金で 9 千 2 5 0 万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、財政調整基金として 9 千万円を積み立てます。この積立は、地方財政法第 7 条の規定により、前年度実質収支 1 億 7 千 5 8 0 万円の 2 分の 1 以上を積み立てるものでございます。残りの 2 5 0 万円につきましては、前年度に寄附されたネイチャーエナジー小国からの寄附金 1 5 0 万円と株式会社ゆうステーションカンパニーからの寄附金 1 0 0 万円を、悠木の里づくり事業基金として積み立てるものです。

1 3 ページの一番上の企画費をお願いいたします。1 9 負担金補助及び交付金で、地方バス運行等特別対策補助金 1 8 0 万 3 千円を計上させていただいております。内訳は燃料の高騰と車輛更新による地方バス運行等特別対策補助金の増額となります。財源としては、一般財源を考えております。

同じく 1 3 ページの中段、9 防災情報施設費をお願いいたします。1 3 委託料で、コミュニティ FM 周波数移行機器更改委託料 1 千 9 4 0 万円を計上させていただいております。これにつきましては、現在小国町が使用しているエフエム小国の周波数が、携帯電話通信事業者しか使用できなくなるため、周波数の移行を行うものです。周波数の移行に関する費用は、携帯電話通信事業者が負担するため、町の持ち出しはありません。歳入で事業者からの負担金を全額、雑入で計上させていただいております。

1 4 ページの下のほう、7 の後期高齢者医療事業費をお願いいたします。1 9 負担金補助及び交付金で、過年度分の療養給付費負担金 1 0 1 万 1 千円を計上させていただいております。後期高齢者医療給付費の平成 2 9 年度分の精算金となります。財源は一般財源です。

1 5 ページの一番上にあります 2 保育園費をお願いいたします。1 1 の需用費の修繕費で 1 1 3 万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、保育園のすべり台の修繕費とプレハブ庁舎からのエアコンの移設費用。エアコンは 2 台ありますので、宮原と北里保育園に 1 台ずつということを考えております。財源は一般財源となります。

同じく 1 5 ページの中段、1 保健衛生総務費をお願いいたします。2 0 扶助費で養育医療給付

費115万円を計上させていただいております。内訳といたしまして、入院を必要とする1歳未満の未熟児に対する医療給付費になります。対象者は4名の増加によるものとなっております。財源は保護者負担が1名3万円になり、残りの金額を国が50%、県が25%、町が25%負担することとなっております。実質、町の負担額は25万8千円になります。

16ページの上段、治山事業費をお願いいたします。11需用費で100万円の修繕費を計上させていただいております。7月豪雨で被災した山腹の災害復旧、これは西里地区になりますけれども付帯工事になります。財源は一般財源です。

16ページの一番下、住宅管理費をお願いいたします。工事請負費の中で、町営住宅屋上外壁改修工事として800万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、現在工事中の関田住宅の外壁屋根改修工事の際に、アスベストが出ております。この除去に伴う工事費の増額でございます。財源といたしましては、国庫補助金171万9千円、起債公共住宅建設事業債600万円、一般財源28万1千円を充当いたします。

17ページの一番上、3災害対策費をお願いいたします。13の委託料で150万円、15工事請負費で2億2千万円の合計2億2千150万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、150万円の委託料につきましては、前回耐震が終わっていなかった上田多目的集会所の耐震を行う目的の経費となります。財源につきましては、悠木の里づくり事業基金繰入、熊本地震復興基金、市町村の創意工夫積立金から100万円、残りは一般財源を考えております。次の2億2千万円につきましては、杖立地区の防災センターの建設に係る建設工事費を計上させていただいております。このセンターにつきましては、全員協議会でもお話をさせていただきましたが、3月8日に同センターの設計委託料の補正予算を議会に可決いただき、4月13日に議員勉強会で説明と協議を行っております。この勉強会の際に、地域との協議がちょっと足りないのではと指摘を受けておりましたので、その後全体会議を3回、代表の委員との建設会議を4回開催し、住民の意見を聞いて進めて参っております。今回、工事内容が固まりましたので工事請負費を計上するものです。計画では、杖立温泉会館のグラウンドに鉄筋コンクリートづくり2階建てで、延べ床面積で556平米の避難所、避難する実際の面積は308.4平米になりますけれども、建設する予定でございます。財源といたしましては、国庫補助金1億750万円、起債が1億750万円、一般財源が500万円となっております。

次に17ページ中段にある教育費をお願いいたします。3小学校費と4中学校費の13委託料に実施設計委託料280万円と210万円をそれぞれ計上させていただいております。先ほどお願いいたしました起債の変更計画に基づき、小中学校の空調機を設置するための実施設計費を組ませていただいております。

次に18ページ、目の2体育施設費をお願いいたします。19負担金補助及び交付金で、省エネサービス事業負担金として1千万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、

小国ドームの照明をLEDに交換するための業者への負担金となります。町は工事を実施するネイチャーエナジーと契約いたします。工事費1千800万円と負担金1千万円の差額は、省エネサービス料として一定期間ネイチャーエナジー小国に支払うこととなります。町はLED化による電気料削減額を省エネサービス料として支払うため、実質の負担はなくなります。1千万円の財源といたしましては、寄附金を充当いたします。

同じく18ページの中段、農林水産業施設災害復旧費をお願いいたします。11の需用費で100万円、13の委託料で80万円、15の工事請負費で1千500万円の合計1千680万円を計上させていただいております。7月豪雨で被災した水路等農業施設の災害復旧事業、上田地内が2件、北里地内が1件、西里地内が3件、黒淵地内が2件の追加補正になります。財源といたしましては、受益者負担が3%で45万円、国庫補助金が65%で975万円、起債が災害復旧債ということで490万円、残りの170万円につきましては一般財源を充当いたします。

続きまして18ページの一番下、目1土木施設災害復旧費をお願いいたします。公共土木施設災害復旧費で総額3千900万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、6、7月の豪雨で被災した町道関係です。災害復旧事業の2件、対岸線と田原千本松線の追加補正となります。財源といたしましては、国庫補助で66.7パーセント、2千1万円、起債災害復旧債で1千140万円、残りの759万円につきましては一般財源を充当いたします。

19ページの繰出金をお願いします。国民健康保険特別会計への繰出金として140万円を計上させていただいております。出産育児一時金繰出金として1名分が42万円で5名分の3分の2、140万円を国保特別会計へ繰出すものです。

以上で歳出の説明を終わります。

最後に歳入の説明をさせていただきます。9ページから11ページにかけましてが今回の補正に対する財源の内訳となっております。先ほどから説明をさせていただきました補助金等の内訳が、この歳入の項目ごとに記載されております。

以上で、簡単ではありますが今回の一般会計補正予算（第5号）の概要説明をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第52号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） これは16ページで御説明がありました住宅管理費のアスベスト除去の件なんですけれども、大体何キロぐらいあるというのは分かっていますか。

建設課長（佐藤彰治君） 御説明します。冒頭に総務課長から概略説明をしていただきましたけれども、関田住宅、御存知のとおり2棟ございます。現在、工事をやっているところでございまして、2棟のうち1棟につきまして調査を事前にしましたところ、1棟につきアスベストの含有があるというような調査機関の報告を受けましたものですから、今回その除去に対する補正をお願い

いしたところでございますが、いわゆる全体量というのが、試料を採取しまして既存で塗ってある塗料ですね、塗料の一部を採取しまして、その検査機関で検査をしたところなんですけれども、大体その面積あたりに何パーセント含まれているかというような調査をする方法でやっているところでございます。ですので、全体でどれだけというようなことではなくて、何パーセント含まれているかというようなパーセンテージで表現する、というようなことでして、今回2号棟で確認されたわけなんですけれども、2号棟の調査機関の中では0.01パーセントというようなことで発生が認められたというような報告の仕方で受けているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 2号棟にしかなかったという、つまり何か維持管理というか、修繕工事なんかで使われたということになるのですかね。最初から含まれているのであれば、多分1号棟も2号棟も同じぐらいの時期に同じような工法で建てられていると思うので、片方にしかないというのが考えられるのは、その途中の段階でそれが使用されたのかなというふうに思うのと。

それと、今、塗料に含まれていたということなので、住んでいる人たちに、要するに飛沫というか飛び散るようなことはなかったと。そういう危険性はなかったという認識でいいのか、教えてください。

建設課長（佐藤彰治君） まず、後段のほうから御説明しますと、有害か無害かというところで、塗料の中に含まれている部分というのはアスベストの微量の繊維がございますけれども、そういったものを昔、耐火性を保つために塗料に含ませるというそういった塗装剤がありました。当時はやっぱりそういったアスベストに対して規制というのが、まだまだ疎い状況の時代でございましたので、そういった塗料は耐火性を持たせるという目的で作られたものでして、各メーカーによって、その含有やあるいは含んでいない塗料とかいうのも、当時からあったと聞いております。今回、柏田1号棟2号棟については、それぞれ請負業者が違います。請負業者が違いますと、いわゆる仕様書に則った塗料の性能同等品であれば、提示されたものを認可してその塗料の使用を認めるというような工事の運びになりますので、例えば1号棟がA社、2号棟がB社ということであれば、それぞれが提示してきた塗料メーカーあるいはその塗料の、ということになりますので、それをそれぞれ承認したということであれば、1号棟に出なくて2号棟に出たというのは、そういった経緯があるのではなかろうかというようなことで。想像の域ですけれども、そういったことが考えられると思います。何よりも、当時はアスベストに関して非常に無頓着な部分がございますので、あくまで耐火性をというようなことで塗料のメーカーのほうも開発をしておりますので、当然アスベストが含まれている塗料というのがあっても不思議ではないのかなというようなことで、今回はその調査によって今はもう含んでいるか含んでいないか、いずれかの判定になりますので、含んでいれば当然その対策をしなければならないというような現行法になっておりますので、その対策を今回したというようなことでの補正ということでございます、理由

とすれば、ちょっと私も当時の状況がよく分かりませんが、たぶん2社それぞれの業者がA社B社が入ったということなので、そういうことが考えられるのではなからうかというのが、一つの原因として思っているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） その住民や周辺に住んでいる人の健康被害というのをもう一度、心配ないのか、それともそれはやっぱり塗料も剥がれたりしたら、一緒に吸い込んでいる恐れもあるのかということをもう1回お答えいただきたいのと、それと実際アスベストが問題になったのも10年近く前ぐらいの話だと思うんですね、中皮腫のことです。そういうときに、大体公共施設でのアスベスト使用というのが全国的に問題になって、その調査なんかも小国町もやっているかと思うのですが、そういう中での見落としがあったのかということの一つ確認したいのと、それとその他の町の施設については、同様に塗装も含めてアスベストが使われている心配はないのかということ、最後に確認したいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） すみません。先ほどの健康被害の件ですけれども、塗料に封じ込めるという形なので、飛散をするという状況ではございません。ですので、これは私も正確には申せませんが、恐らく健康被害については影響がなかったろうというふうに思っております。国としましては、解体やそういったものに含めた折に調査をし、それが当然含まれていればその対策を講じるというようなことの指針でございますので、今回、住宅についても解体に先立ちましてやることにしたのですけれども、そういったことで今回発見されたというようなことです。ですので、通常、仕様書等で書面での確認は時に触れやっっていくことになっているのですけれども、具体的に事例が、解体をするというようなことが決まらないと、なかなかそこには調査費用もかかりますし、対策費用も当然かかってきますので、調査費用についてはやぶさかではないのですが、そうした各施設を全部点検していくというようなことはできませんので、一応建設年度とそれからそれぞれの住宅がございすけれども、そのあたりで使われた仕様について、今一度ひも解いて書面上で確認をしているというような状況です。より具体的にそういった解体が出てきた場合には、改めて現場を採取するというところで進めてきているところでございます。

そのほかの公共施設については、ちょっと私のほうでは分かりませんが、私のほうでは住宅関係ですので、おそらく、今の状況としては書面での当時の仕様書の確認をしていることだろうと思っております。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第52号、平成30年度小国町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第12、「議案第53号 平成30年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。

福祉課長(生田敬二君) 議案集の6ページ上段でございます。

議案第53号 平成30年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について  
地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里 耕 亮

でございます。

国民健康保険特別会計の補正予算書1ページを御覧いただきたいと思っております。

平成30年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成30年度小国町の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8千119万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里 耕 亮

4ページを御覧ください。歳出の上段でございます。款の2保険給付費の出産育児一時金でございます。これにつきましては、新生児の出生に係る給付金でございます。一人あたり42万円を支給しているものでございます。当初予算で10人の出生ということで420万円を計上しておりましたけれども、3月末までに出産予定の方が予算を上回る見込みでございますので、今

回5人分、210万円の増額補正をお願いするものでございます。

上段の歳入のほうを御覧ください。出産育児一時金の増額に合わせまして費用の3分の2は一般会計から繰り入れることとされておりますので、140万円を上げさせていただいております。これによりまして、費用の3分の1となる不足分の残額70万円の財源につきましては、歳入下段にありますように予備費の減額をもってこれに充てさせていただくものでございます。

以上、歳入歳出ともに140万円の増額予算をお願いするものでございます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第53号について質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第53号、平成30年度小国町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第13、「議案第54号 平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（生田敬二君） 議案集の6ページ下段でございます。

議案第54号 平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

介護保険特別会計補正予算書の1ページを御覧いただきたいと思います。

平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6千789万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里 耕亮

4ページをお開きいただきたいと思います。歳出のほうから説明をさせていただきます。

款の3地域支援事業費の包括的支援事業費でございます。この費目の中に地域包括支援センターの職員の人件費が計上されております。今回の補正予算につきましては、今年4月の人事異動によるもの、また今議会提出の給与条例の改正に伴うものでございまして、時間外手当30万円と期末勤勉手当5万円の増額補正でございます。

上段の歳入を御覧ください。歳出の増額分35万円につきまして、事務費用として一般会計からの繰入金となる地域支援事業繰入金の増額により対応させていただくものでございます。

以上、歳入歳出ともに35万円の増額補正をお願いするものとなります。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

議長（渡邊誠次君） これより、議案第54号について質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第54号、平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時51分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

議長（渡邊誠次君） 日程第 1 4、「同意第 2 号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それでは議案集の 7 ページをお願い申し上げます。

同意第 2 号 小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について

小国町固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいから、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記といたしまして、

住 所 小国町大字黒淵 9 3 番地

氏 名 室原知邦

生年月日 昭和 2 9 年 3 月 1 8 日

提案理由といたしましては、平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日に、現小国町固定資産評価審査委員会委員の室原知邦氏が任期満了となるためでございます。

内容について、御説明を申し上げます。結論から言いますと、再任のお願いでございます。提案理由にもありましたように現委員の室原知邦氏が任期満了となるためでございます。そもそもこの固定資産の委員会の主な役割といたしましては、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を審査し、決定をすることでございます。この委員会の委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するというふうに分められており、委員の任期は 3 年でございます。

室原さんにおかれましては、平成 2 7 年 1 2 月 2 1 日から平成 3 0 年 1 2 月 2 0 日までが 1 期目の委員の任期となっております。再度言いますが、今回は再任のお願いということでございます。ちなみにでございますが、あとの 2 名は佐藤政久さんと松本和昭さんが委員となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより、同意第 2 号について質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は、慣例により無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(渡邊誠次君) ただいま、出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、高村祝次君及び8番、松崎俊一君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。よって、立会人に4番、高村祝次君及び8番、松崎俊一君を指名いたします。投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(渡邊誠次君) 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱確認)

議長(渡邊誠次君) 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

4番、高村祝次君及び8番、松崎俊一君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票

有効投票	11票
無効投票	0票
有効投票中	
賛成	11票
反対	0票

以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（渡邊誠次君） 日程第15、「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） それでは、議案集最後のページ、8ページをお開きください。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年12月11日提出

小国町長 北里 耕 亮

記といたしまして

住 所 小国町大字宮原499番地3

氏 名 澁谷 広美

生年月日 昭和37年3月6日

でございます。

提案理由といたしまして、平成31年3月31日に、現人権擁護委員の宇都宮美知子氏が任期満了となるためでございます。

人権擁護委員の選任という部分について、説明をさせていただきます。人権擁護委員法第6条第3項には、市町村長は、法務総裁に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。

現在、人権擁護委員は定数4名でございまして、宇都宮美知子さんの任期満了に伴い澁谷広美さんを新たにお問い合わせするものでございます。

澁谷広美さんの分で説明をさせていただきます。職歴といたしましては、皆さん御存知のとおり役場で勤務をされておりました。37年間、勤務をされておりました、昨年の3月末をもって早期退職をされました。役場での仕事の様子を見てきましたけれども、人権擁護委員として適任であると判断いたしましたので提案をするものでございます。ちなみにでございますが、ほかの委員は福田憲司さん、北里康二さん、原山清美さんの3名でございます。どうか、よろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより、諮問第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定より、立会人に5番、児玉智博君及び7番、穴見まち子君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。よって、立会人に5番、児玉智博君及び7番、穴見まち子君を指名いたします。投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

5番、児玉智博君及び7番、穴見まち子君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(渡邊誠次君) 日程第16、「発委第1号 小国町議会議員政治倫理条例について」を議題といたします。

この件については、別紙配付資料のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに小国町議会会議規則第14条第3項の規定により発委案として受理いたしました。

提出者より、発委第1号について提案理由の説明を求めます。

10番(時松昭弘君) はい。10番、時松昭弘です。

発委第1号、小国町議会議員政治倫理条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

小国町議会議長 渡 邊 誠 次 様

平成30年11月29日提出

提出者は、小国町議会活性化推進特別委員長 時松昭弘です。

提出の理由といたしまして、小国町議会活性化推進特別委員会は、議会が持つ役割を発揮し、

議会がより活性化することを目的として、平成29年度6月14日に議員全員の賛同により設置をいたしました。この条例につきましては、平成29年の第1回から今年にかけて合計7回の特別委員会を開催して、協議を重ねてきたところです。

この条例制定の目的は、条文にもありますように、議員が町民全体の奉仕者として公平公正を保つために、政治倫理に関する法律の基本となる事項を定めることによって、誠実かつ公正に職務を行うことを促し、もって民主的な町政の発展に寄与することを目的として、提出をするものです。

なお、条文の朗読は省略させていただきます。

議員各位の皆さま方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより、発委第1号について、質疑に入ります。

質疑、ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発委第1号、小国町議会議員政治倫理条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第17、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

この選挙は、広域連合規約第8条第1項の規定により、小国町の町長及び議会議員のうちから1名を本議会議員において選挙するもので、地方自治法第118条の規定及び小国町議会会議規則第26条から第35条の規定に基づき、実施するものです。

それぞれ、お手元に広域連合からの選挙の依頼文書及び規約改正に係る熊本県の許可決定通知の写しを配付していますので、御確認いただきたいと思います。

それでは、ただいまから選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は12人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、時松唯一君及び11番、松本明雄君を指名いたしたいと思います。

これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。よって、立会人に6番、時松唯一君及び11番、松本明雄君を指名いたします。なお、念のため申し上げますが、投票で選挙する議員は1名です。候補者となる被選挙人は小国町長及び本町議会議員の計13名です。投票は単記無記名であります。投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。投票用紙には必ず被選挙人1名のみの氏名を記入願います。なお、白票並びに被選挙人以外の者を記載したものは無効となります。法定得票数は公職選挙法の規定により、有効投票数を定数の1で除した数の4分の1以上とされています。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票をお願いいたします。

（投票）

議長（渡邊誠次君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

6番、時松唯一君及び11番、松本明雄君に立ち会いをお願いいたします。

（開票）

議長（渡邊誠次君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

北里耕亮君 8票

児玉智博君 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、北里耕亮君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(渡邊誠次君) ただいま当選されました北里耕亮君が議場におられますので、小国町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、北里耕亮君に一言、承諾の意思表示をお願いいたします。

町長(北里耕亮君) ただいまの熊本県後期高齢者医療広域連合の議会議員の選挙におきまして、私が赴くようになりました。以前は、私もこの広域連合の会議に出席をさせていただきまして、内容等は把握しているつもりでございますけれども、その職責をしっかりと全うしていきたいというふうにも思っております。何かいろいろな意見があれば、その部分を意見として言うべきことがあるれば発言をしていきたいというふうにも思っております。よろしくお願い申し上げます。

了解をして、受けさせていただくということの意思表示をさせていただきます。ありがとうございます。

議長(渡邊誠次君) ありがとうございます。

これをもちまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終わります。

議長(渡邊誠次君) 日程第18、「議員派遣報告について」を議題といたします。

この件については、別紙お手元の配付資料のとおり、小国町議会会議規則第129条の規定により、9月議会以後今日まで、各研修会などに議員を派遣いたしましたので、御報告をいたします。また、小国町議会議員研修助成金交付要綱第9条の規定により、9月に行いました議員研修について、別紙のとおり報告書を配付しておりますので、同様に御報告いたします。

議長(渡邊誠次君) 日程第19、「行政報告」。

執行部より報告事項等がありましたら、お願いをいたします。

町長(北里耕亮君) 行政報告をさせていただきます。

日程の予定ということで、議員の皆さま方にはお含みおきをいただきたいと思います。近々でございますが、14日金曜日午前10時から議会の勉強会をお願いさせていただきたいというふうに思っております。この分については、執行部からの案件が2つございまして、光ファイバーネットワークについてという部分でございます。この分は、「なぜこの時期に」という部分については、当日もちろん説明をさせていただきますけれども、今後近い将来、小国町のこの光関係について課題もありますし、いろいろな広がりのお話もございまして、議会の皆さま方に事前に事柄をお知らせするものでございます。

2つ目については、相木原豚舎の件でございます。こちらも少しずつ進むというか、情報の部分がありますので、議会の皆さま方にお知らせするものでございます。

次に職員採用試験の結果でございます。平成31年度に向けて、平成30年以内に一般的な一般職の試験、保育士の試験をさせていただきました。一般職が当初5名というふうに言っておりましたけれども、最終的に4名になりました。保育士も4名でございます。

あと、日程的な部分でございます。1月3日は成人式、1月5日が出初め式でございます。また、現段階で分かっている予定でございますが、1月に一度臨時議会をさせていただきたいと思っております。日にちは1月16日を予定させていただきたいというふうに思っていますので、どうかよろしくをお願いします。内容については、関田住宅の屋根改修の変更契約の承認でございます。それから、これも予定でございますが、相木原豚舎関係の補正でございます。また終了後に12月14日に光関係の勉強会をやりますけれども、その部分の限られた時間内に終わらない可能性もありますので、よろしければこの16日の午後に、また光ファイバーに関しての勉強会をさせていただければと思っております。

最後に1月19日におぐに町民センターの落成式及びフォーラムを予定をしておりますので、議会の皆さま方の御出席をお願い申し上げたいと思っております。

執行部側からは以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

(午後1時31分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2 番）

署名議員（1 1 番）

# 第 2 日

# 平成30年第4回小国町議会定例会会議録

( 第 2 日 )

1. 招集年月日 平成30年 12月12日(水)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成30年 12月12日 午前10時00分

1. 閉 会 平成30年 12月12日 午後 3時25分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君      書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 清 高 泰 広 君
政 策 課 長 佐 々 木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 小 林 徳 子 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 30. 12. 12)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は12月定例会議2日目でございます。

ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問となっていますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、まず児玉智博議員、次に松崎俊一議員、順に松本明雄議員、穴見まち子議員、北里勝義議員、大塚英博議員、穴井帝史議員となっています。よろしく願いいたします。

それではまず、5番、児玉智博議員、登壇をお願いいたします。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

農産物直販所の「薬味野菜の里小国」について質問をいたします。

去る10月2日、薬味野菜の里小国の新店舗が開店いたしました。新店舗は木造平屋建てで、延べ床面積178.8平米、売場面積69.56平米で、18台収容可能な駐車場も備えています。事業費は7千179万円で財源は50パーセントが国の交付金、45パーセントが起債、一般財源が5パーセントとなっています。このうち、外構工事の費用1千483万円の財源については、起債が92パーセント、一般財源が8パーセントということであります。開店に先立つ9月の定例町議会では、同施設の設置及び管理に関する条例も制定されました。これによりますと、循環型農業の振興を図ることにより農林業振興と生産者の所得向上を促すとともに、生産者と消費者をつなぐことが設置目的として謳われています。

また、行う事業として、町内で生産された農林水産物加工品及び工芸品等の販売のほか、交流事業の実施及び情報の発信に関する事業と、その他の施設目的を達成するために必要な事業の3つの事業を行うことと定められております。7千200万円もの費用をかけてつくられた施設でありますから、設置目的を果たしていくことはもちろん、多くの町民の暮らしに寄与していくことで、たくさんの人から「あってよかった」と思われることが大事ではないかと思います。そのため、出品数も客数も増やしていかなければならないし、そうでなければ、何のために新しく建てたのかという評価になってしまうと思います。

そこで1つ目の質問は、オープンからまだ2カ月ではありますが、現在の課題をどう捉え、今後の運営方針、中長期計画はどのようなものを持っていますか。平成28年度の売上額は、店舗で1千248万3千843円。学校給食等の納入を合わせた総額は1千458万7千93円で、生産者に1千338万3千165円の収入があったわけですが、これをどの程度まで伸ば

していきたいと考えているでしょうか。

町長（北里耕亮君） 薬味野菜の新店舗が、議員言われるようにオープンをいたしまして、今のよ  
うな質問でございます。営業開始後の課題でございますけれども、農産物の商品はほぼ売り切っ  
ておりますものですから、この冬場に向けてどうしても同じ種類の野菜がよりつつあります。い  
ろいろな種類の農産物を生産者が出荷をいただければ、まだ今以上の売上げも伸ばすことができ  
るのではないかなというふうにも思っております。

繰り返しになりますが、どうしてもシーズンによってできる野菜というのが似通ってきますの  
で、例えばですが白菜なら白菜が多く出たり、大根なら大根が多く出たりと、根菜類の野菜が多  
く出るなら出たりという部分があります。いろいろな野菜、少量であっても多品目の野菜を出し  
ていただくようなお願いも出荷者にはしなければならぬというふうに思っております。

その次の課題というのは、現在の生産者、出荷協議会のメンバーが高齢化をしております、  
会員の平均年齢70歳以上となっております。新たな生産者の確保が、今後は必要になってくる  
のではないかなというふうに思います。ただ、先日、薬味野菜の年末の忘年会といたしまし  
ょうか意見交換会があった際に、新しく店舗がオープンしてから新しい会員になったという方が数名い  
らっしゃいまして、町長よろしくお願ひしますという声掛けもされました。今まで、なかなか小  
規模店舗時代は出す機会がなかったけれども、新しくなりまして新たなチャレンジをさせていただ  
きたいというような良いお話もいただきました。

次に数字の部分でありますけれども、その前に中長期的なこと、これが一番大事である  
かと思いますが、御案内のとおりには私はもう次の選挙には出ないということで、これは児玉議員  
の一般質問だけではなくて、今後続く議員の皆さま方の一般質問に関しても言えることござい  
ますが、当然、私が今現在考えている個人的な意見という、今現在の執行部の意見を言わせてい  
ただいて、あとの方はあとの方の考え、それは当然でございますが、御理解をいただきたいと思  
います。

そこで、私が今考える中長期的な部分としては、やはりいつまでも町直営のままではいけない  
のではないかなというふうな考えを持っております。というのは、「町直営が絶対だめだ」ではな  
いのですが、いろいろな考えのもとに例えば今後はいろいろな所に営業活動をして、野菜をお客  
様が来ていただいてその場で売るだけではなくて、もちろんそれを中心ではあります、野菜を  
どこかに持って行って売るとか、納入するとか、そういう部分も考えとしてはあるのではないかな  
というふうにも思っております。

それから、先ほど言った新しい少量多品目の多品目の部分でありますけれども、加工品やどう  
しても冬場は少なくなりますので、そういった部分についても新しい加工品や新しい産物を探し  
出すような、そういう部分も営業というかですね、そういう部分も柔軟にしていくには町直営で  
はなく、例えば第3セクターやそういう組織化していくことで、柔軟に対応していくというの

が大事ではないかなというふうにも思っております。数字上は課長のほうから補足の必要があればまたしていただきたいのですが、概念としては循環型をやっていききたいということで、どうしても数字に追われると、その部分がどちらかだと思います。農家のために高く買い上げたいと思うのであれば売価もどうしても高くなるし、買っていただくお客様に対して安く売るとなると、どうしても農家所得の一定の金額を抑えなければ、そのジレンマにかられると思いますけれども、そういった部分もバランスを考えながら組織化をしていきながら、数字上はそれでも黒字経営にできるだけしていくべきではないかなというふうにも思っております。

まだ、ちょっとこの答弁で答え切れない部分もありますけれども、また意見交換の中でさせていただきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） 広い中での中長期的展望ということで、今発言がありましたけれども、ちょっといくつか具体的にお尋ねしていきたいと思います。

まず、出品者の方の年齢層がですね、会員の方の年齢層が上がってきているので、新たな出品者も広げていきたいということでした。実際、店舗がオープンして新たに加盟された方もいらっしゃるというわけではありますが、これをどれぐらいまで広げていきたいのかということ。

それと、先ほど売上総額が1千458万円と言いましたけれども、逆に1千548万円ということでしたので。この売上げを大体どの程度まで引き上げて、売上げが伸びればその売上げの10パーセントが協会のほうに販売手数料として入ってきておりますけれども、この9割が出品者の所得として還元されていくということになると思います。この売上げであったり。売上げを伸ばすためには、やはり客数も増やしていかないといけないと思います。その客数をどの程度まで引き上げるのかということ。この3つの数字を目標でも結構なのですが、ある程度描いている部分があればお答えいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） 担当者と私の間で、明確な出荷協会のこの「どれぐらいまで人数を増やす」とかはしないのですが、ちなみにでございまして、今現在の出荷協会のメンバーと、今数字のほうは言われましたけれども、その損益部分でしょうか。そういった部分の答弁をいたさせます。

産業課長（木下勇児君） 今、出荷協会の会員の年齢構成としましては、3、40代の方が3パーセントです。40代の方が9パーセント、60代の方が35パーセント、70代の方が33パーセント、80代以上の方が20パーセントという年齢構成で、先ほど町長が言いましたように平均しますと70歳になっております。ちなみにですけど、最年長の方は97歳の方で、この方も毎年商品を出していただいております。

それから、全体的な会員数ですが、平成27年度末で127名でした。平成29年度末でちょっと1年飛びますが、平成29年度末で153名です。今回新しくオープンするというのも関係したと思いますが、現在は197名の方に会員になっていただいております。内訳としては、

前年度よりも47名新たに加入していただきました。体調等の関係もあると思いますが、脱会者のほうも3名おられます。それと、いわゆる10月20日にオープンをいたしましたけれども、その前後に加入された方が47名のうちの27名が加入をされているという現状です。

あと、目標ということですが、前回の議会で条例の管理条例を議論させていただくときに似たような質問がありまして、そのとき私としては先ほど言われた額の3倍を目標に、長期とは言わずに中期を目標として、そういった形でやっていきたいというふうな答弁をしたかと思っております。今、内部ではそういった数字を目標に頑張っていきたいというふうには思っております。

5番（児玉智博君） 3倍ということでしたので、ちょっと客数ですね、レジ通過数なんかも聞いたわけですが、それは分からないということですかね。分かるなら答えていただければと思います。

産業課長（木下勇児君） 現在リニューアルオープンをしまして、10月はオープンということで非常にレジ客数も多かったのですが、11月の平均が約160名です。レジ客数としてですね。この数字がある程度続けば、3倍までは行かないですけれども、それに近い数字になってくるのかなと思っておりますので、先ほど言いました3倍に比例するという形であればレジ客数としては1日200人。あと、先ほど町長も言いましたようにあそこの店舗内で売るだけではなくて、今学校給食センターやそういった所にも食材として卸しておりますけれども、そういった町内の事業所、例えば旅館とかそういった部分の顧客を広げていくことで、レジ客数としては店舗ではないのでカウントされませんが、そういった形での売上げも今後、考えてはいかなくてはいけないというふうには思っております。

5番（児玉智博君） 今、これ平成28年度ですけど、約1千500万円、1千548万円なのですが、このうちの売上げの大部分は店舗売上げで1千248万円ということになっておりますので、今のところ店舗での売上げが主に占めているわけですね。ですから、そういうほかの納入先を増やすことで売上げを上げていくということは、それは可能性としてはあるかと思いますが、そのためには多品目であったり、あとはまとまった品物も確保していかなければならないので、今現在197名というふうにおっしゃいましたが、もっと出品者も増やしていかなければならないし。同時に客数も、今大体言われましたけれども、もっともっとそれ以上に増やしていかないと、実際客数にある程度比例するのでしょうか、やっぱり売上高を3倍にするということであれば、さらなる客の引き込みというのにも必要になってくるかと思えます。

それで、新店舗がオープンしたあと、私も意識的に町民の方々の声をお聞きしました。もちろん、よく利用すると言って新築を喜ぶ人もたくさんいらっしゃるわけですが、そうでない声も少なくありません。ある宮原の30代、会社員男性、この方は1人暮らしということですが、「行って見たが、近くのスーパーと比べてそんなに値段は変わらない。あれなら1度で買い物が済むスーパーに行ったほうが手っ取り早い」ということでした。また、黒淵の50代の主婦の方、

「あそこは高いから、行かない」とおっしゃっています。こうした声を裏付けるような調査を見つけたので、御紹介したいと思います。

日本政策金融公庫が2011年に行った農産物直販所に関する意識調査によりますと、消費者が感じる農産物直販所の魅力で、「価格が低いから」というのは65.2パーセントで、「鮮度がいい」の75.2パーセントに次ぐ第2位でありました。それで、実態はどうかということで実際、おとといですけれども、薬味野菜の里小国と町内のスーパー2店舗「フレイン」「マルミヤストア」、それからJAの朝どり市に行って、同じ品物の価格を比較してみました。そうしましたところ、13品同じものがありまして、もちろん薬味野菜の里小国が一番安いものもありまして、大体同じくらいの価格なんですよね。それでも少しずつ店舗ごとに値段が違って、具体的に言いますと薬味野菜の里小国が一番高かったのが5品あります。それはキャベツ、レタス、白ネギ、卵10個パック、それと米の値段ですね。キャベツ、レタスはそれぞれ100円なんですけれども、一番安かったのがお隣のマルミヤストアで88円ということでした。フレインでも98円。白ネギは全部2本なのでですけども、薬味野菜の里小国は200円、マルミヤストアは188円、フレインに行けば128円ということなんですよね。卵10個パック、これは330円でした。マルミヤストアとかに行くといくつか種類があって、一番安いものの値段で比較すると158円と178円でしたから、だいぶ割高感が来る人には抱かせるのではないだろうかというふうに思いました。最後、米の値段も、これは5キロ入りで比較してみますと、この薬味野菜の里小国では5キロ入りで2千円から3千円でいくつか種類があるわけです。それがマルミヤストアに行けば5キロ入りは1千980円、フレインでも1千780円から1千880円の値段帯でありました。これらの種類を確認しましたところ「森のくまさん」でるとか「三度のときめき」といった県産米であることには変わりはないわけでした。もちろん、だからといって高いんだという評価はですね、もちろん安いものもあるわけですからできないわけですけど、やはりそういう消費者の方に高いというイメージを植え付けているということは事実だと思います。それで、直販所ですから基本的には価格は出品者に決定権があるわけです。ですが、実際こうした値段が決定していくプロセスで、どのような決め方をされているかというのは、町のほうでは把握されているでしょうか。

産業課長（木下勇児君） 薬味野菜の里小国のほうで出品しています野菜の価格につきましては、先ほど児玉議員の言われたとおり生産者の方が直接価格を決定して、自分で袋詰めをされて販売をしているところです。生産者の方については、先ほど言うような最寄りのスーパー等の価格までは比較してやっておられるかどうかは、はっきり分かりませんが、基本的には薬味の中で出される商品にも同じ種類の商品は数名ずつは生産者の方がおられますので、そういった中で出された商品と見ながら価格を設定しているのではないかというふうに思っております。仮に、極端に高い場合は、うちのほうでも「ちょっとそれは高いので、売るのに大変ですよ」というよ

うなことはあるかもしれませんが。私も一度ぐらいしか、そういうことは見掛けてませんけれども、そういった形での話は生産者にさせていただくこともありますが、基本的には生産者の方が価格を決めております。

ただ、それともう一つはやはりスーパーのように、ある程度量を購入するわけでもありませんので、先ほどのアンケートにもありますように、価格よりも新鮮さというところでは、流通も直接入ってきますので、新鮮なものが並べられていると思いますので、そういった中での価格というふうに見ていただきたい部分があります。

よろしく申し上げます。

5番（児玉智博君） おっしゃるとおり、新鮮さというのは間違いなかったと思います。ラベルを見てみたんですけど、おととい10日でしたけど、10日に出品されたものがほとんど並んでおりましたし、見た目も非常にいいものだったと思います。

ただ、それもスーパーのようにまとまったものが出ないという問題はあると思うのですが、やはり今のままで現状からなかなか広がっていかないんじゃないかなという思いもするわけですよ。やはり、多くの消費者が直販所に望む安い価格で農産物を提供するというのも言ってなければ、お客さんは増えないだろうし、今町民が置かれた暮らしの負担が増え続けて、収入はなかなか増えないと。それどころか、特に年金をはじめ収入が目減り続ける人もいる中で、町直営の直販所が安い良心的な価格で町民に町で採れた野菜を提供することで、暮らしを支えていくと。この役割を果たしていかなければ、この施設の存在意義を大多数の町民に実感してもらえないだろうし、発展はないんじゃないかというふうに思うわけですよ。

今、小国町の人口というのと大体6千200人以内ぐらいに、今は減っているのかなと思うわけですが、その中でやはり出品者の方が今200名近くいるかと思うんですが、それ以外の大多数の方は消費者としてこの施設に関わっているわけなんですよね。ですから、農産物の販売価格を周辺の小売店より安く設定することはできないか、そういった検討をいただけないか、見解を伺いたいと思います。

町長（北里耕亮君） まさにそのあたりが、意見の議論のしどころだろうというふうに思います。現状を見れば、平日と土日とありまして、お客様の部分を見ると土日は町外の方も大変多いというのを伺っております。そして、店に出られているスタッフの方から聞いたところでは、「とても質がいいですね」「こだわりのある野菜を揃えていますね」という評価を遠くは関東のほうからも。それはここに観光として来たついでに寄られた部分もあるかと思いますが、広島の方なんかは必ず薬味野菜のところに寄って、おしゃべりをして野菜を買って行かれるという部分もありました。そういう部分では、ターゲットとしてはもちろん町内の方もいらっしゃいますし、町外のそういうこだわりを持った地元の小国の野菜を求めて来られる方もいらっしゃるといいます。そういう部分がありますので、価格は町内の方とか一般的な小売という部分もあるかと思

ますが、それだけではなくてこだわりのある価格帯という部分もあっていいのではないかなというふうに、私は思っております。

町直営ですから、町内の生活をされている方に向けて安く設定していくという部分は、私の今現在の、まあ議論のしどころだろうとは思いますが、ちょっと考えにはないかなというふうにも思っております。それは、冒頭に言いましたように、農家所得を上げるという部分もあるためのスタートもありますので、その部分で何かこの生産者の価格帯を逆に町が抑えるような形で売価を安くしますという動きには、ちょっとできかねるかなというふうな思いはしております。以上でございます。

5番（児玉智博君） ある程度、さばける量というのが増えていけば作る量も増えるわけで、そうになると1個あたりの単価、生産経費というのも下がっていくというふうに思うわけですね。それで、実際よそから来られる方ということもある、それはもう理解できるのですが、農産物直販所というところと今どこそこできていて、それで大体どこの商品も良い品物が揃っているわけですね。そういう中で、よその直販所との競争というのも、よそから来るお客さんにはあると思うんですよ。しかし、小国町で生活されている人にとっては、直販所という町内にはこことJAの朝どり市もあるわけですが、朝どり市に行ってみると、私が見に行ったときには北海道産のじゃがいもが並んだりしていて、純粋な小国町だけの直販所ではないからですね。純粋な直販所というのは、薬味野菜の里小国だというふうに思うわけです。

それでですね、これ参考程度に聞いていただければと思うのですが、どういうふうな形で野菜の値段が決まっていくかということです。キャベツ1玉を例に市場流通と直販流通の違いを農林水産省の資料をもとに試算をしてみました。まず、農産物は何でもそうですが、生産するための経費がかかります。農水省の平成25年の営農類型別経営統計調査及び野菜生産出荷統計によりますと、労賃、種苗代、肥料、農薬、農機具等々を積み上げると、経費というのが38円になります。これに生産者の利益と市場流通の場合流通経費として集出荷団体経費や卸売経費、仲卸経費、そして小売経費が上乗せをされて店舗に並ぶわけでありまして。農林水産省の平成25年の食品流通段階別価格形成調査によりますと、キャベツ1玉あたりの生産者利益が29円で、流通経費が89円上乗せをされ、小売価格は156円となっています。今年は野菜の市場価格はだいぶ安くなっていますから、生産者の利益はこれよりもだいぶ少なくなっているのではないかと思いますので、先ほども言いましたけれども、参考程度にこれは聞いていただきたいと。

一方、薬味野菜の里小国の場合は、流通経費と言われるのは10パーセントの販売手数料のみですから、キャベツ1玉あたりの生産経費が仮に同じ38円と仮定した場合、100円で販売したとしても生産者利益は52円となり、市場に流通されてある程度の値段がつく場合よりも1.8倍の利益があるということになると思います。生産経費についても、これは農水省の統計ですから、ある程度の経営規模がある生産者の数字を出していると思いますから、小国町の出荷者に

そのままあてはまらないとは思いますが、所管課においてはこうした市場原理等を理解した上で価格設定に。それを押し付けることはできませんが、助言を行っていくことで「薬味野菜の里は高い」というイメージを町内の皆さんから払拭していく必要があると思いますが、見解を伺いたいと思います。

産業課長（木下勇児君） 今、言われたように農水省の生産経費が今の薬味野菜に出荷されている方々、先ほど言いましたように平均70歳、高齢の方が多く作っている中で、この生産経費はちょっと当てはまらなないと、まず思っております。そういった中で、先ほどの繰り返しにもなるかもしれませんが、価格につきましては原則生産者が付ける。もし、高ければ売れ残るといような状況も発生してくると思います。そうならないように、町としても対応しなくてはいけないのかもしれませんが、それで客離れが起きてからでは遅いというのは十分承知しておりますけれども、先ほど言いましたように多少値段にスーパー等々価格に差があるかもしれませんが、そういった生産者が自分たちの心を込めて作った商品を自信を持って。同じ商品ではないと思います。やはり、その中でもしっかり中が詰まっていたりとか、そういった部分での違いがあるのではないかと思いますし、先ほども言ったように、やはりそれにプラス新鮮さが加わっているというふうに思っておりますので、今の時点では生産者の方の価格を信頼した中でやっていきたいというふうに思っております。

町長（北里耕亮君） ちょっと情的なお話をさせていただきたい。情というのは、感情的などうか。たまたま先日、意見交換会のときに高齢者の出荷者の方とお話をさせていただいておりましたら、やはりああいった施設、組織があることによって、我々年配者が作った部分も、少量であっても出させていただく場があるというのは、我々にとっては大変ありがたいし、出すときに後ろにスペースがあつてですね、お茶を飲んで年配者同士がしゃべるとい、そういう時間帯も大変生きがいと言うと大げさですけども、いい時間だという話はされておりました。だからといって値段がという部分ではないかもしれませんが。一方そういう場面もありますので、町としてはそういう福祉的な観点からもある一定の良い部分があるかなというふうには思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） それは町長が今言われたのは、本当にそのとおりだと思います。97歳の方が野菜を自分で作って販売をされていく、そういうふう生き生きと生きていくことができるということは、やはりこれも一つ福祉的な部分もあると思います。

次に新装開店後、町民の方々から一番お聞きした意見が、スタッフの多さです。「あんなに大勢人が要るのか」「そんなに人を置くくらい町に金があるのか」と、様々な御意見がありました。私にお電話で御意見を言われてきた方もいらっしゃいます。実際、開店直後は町職員1名を配置し、臨時職員2名と出荷協議会採用の店員もあわせて対応をしていたようですが、今現在の状況を御報告ください。

産業課長（木下勇児君） 今、児玉議員がおっしゃられたとおり、オープン当初は非常にお陰様で盛況でしたので、昼食もそこそこでスタッフ皆さん頑張っていました。現在は野菜等の品数も少し落ち着きましたので、またお客様のほうも落ち着いてきましたので、現在は先ほど言った町職員とスタッフ2名、臨時職員2名、3名体制でこの12月からは店舗を運営しております。

ただ、今後年末にかけて少しまたピークというか、お餅やしめ縄やそういったものを注文を受けて販売をするという時期が数日ありますので、そういった場合に1人スタッフを増員すると、そういったその時期や必要に応じて適正なスタッフ数で今後もやっていきたいと思っております。

5番（児玉智博君） まだ町の職員がそこに張り付かなければならない状況があるというのは、私は非常にどうなのかなという思いがしております。実際、役場を見てみると、皆さんギリギリの人数でやっていますと言うわけですよ。例えば、私が役場に電話をして「ちょっと国保のことで聞きたいんですが」というふうに言えば、「今日は担当者が出張しておりますので、分かりません。戻り次第、電話させます」と。国民健康保険のことも介護保険のことも、そういった1人が責任を持ってやっているわけですよ。複数体制にできないほどの状況があるにも関わらず、職員を1名張り付けなければならぬのかと思うわけですよ。やはり、どんな仕事をしようが支払う給料は一緒と思うかもしれないですけども、やはりそこは見方を変えて、職員1人が動けばどれぐらいの行政コストが掛かるのかという見地でやるべきではないかというふうに思います。やはり今までも、店舗が移る前はそういう臨時職員だけで基本的に回していたんじゃないかと思いますが、そういうふうに元に戻すべきだということを申し上げて、ちょっと時間も限られておりますので、次の質問をしておいて。何か答弁があれば、この分についてもいっていただければと思います。

滞納処分について、質問をいたします。2000年頃以前の自治体の税や保険料の徴収について、元東京都職員の杉之内孝司さんは、著書「地方税滞納整理の理論と実務」で、うちは差押えはしないと決めている自治体が大半だったとしています。いわば徴収は足で稼ぐ時代だったわけです。しかし、2008年から2013年頃までに、差押え中心のいわゆる「攻めの徴収」に転換していきました。足で稼ぐ訪問徴収から、呼び出し徴収に変わっていったわけであります。

小国町でも、同時期に滞納者への差押えが始まったわけですが、まず最初に滞納が発生してから滞納者とどのようなやり取りを経て、差押えが決定してから実際に実施されるまで、一般的にどのような手続きを経て行われているのか、確認させてください。

税務課長（橋本修一君） 滞納が発生しましてから差押えに移るまでの手順というか流れと申しますか。納期限内に滞納というか税金を納めていただかなかった場合は、まずは督促状を発送します。これは納期限から20日以内に督促状を出すということになっております。督促状を出しても、また納付いただけない場合は、今度は文書による催告をいたします。催告書には、もちろん納付をしてくださいということも書いてありますけど、納付をいただければ財産調査をして差押

えをします。また、納付できない理由やそういうのがあれば、まずは納付相談に来てください、というようなことを文面には書いております。

差押えは、その納付催告書が届きましても何も連絡もいただけない、また分納の約束をしても納付をなかなか約束を守っていただけないと、そういった場合はこの滞納処分に入るわけでございますけれども、財産調査を行いまして税金を納める主力があれば差押えというような流れになっております。

5番（児玉智博君） 実際には手続きの部分です。そういう状況があったとして、ならこれは差押えだというふうになったときに、実際誰が判断して、誰が決定をして実際の差押えというふうになるのかという、その手続きの部分も簡単に結構ですので。

税務課長（橋本修一君） 手続きの部分は、まずは財産調査を行います。それは徴税吏員というふうに任命されておりますので、徴税吏員が財産調査を行いまして、それで先ほど言ったように納税をする主力があるということが判明されれば、それでまず財産調査の結果を決裁を回していただきます。

そうすると、徴税吏員は財産調査をして搜索または差押えをするというような自力執行権が与えられておりますので、徴税吏員はその財産調査の結果で差押えを行うということでございます。ですから、決裁的には財産調査の結果が回ってきますので、それで決裁をして、あとは徴税吏員が差押えを実施するというような手続きになります。

5番（児玉智博君） 要は、今、決裁とおっしゃいましたけれども、それは調査結果が回ってきたから、「はい、見ましたよ」という決裁だけであって、いわば差押えというのは徴税吏員の個人の判断でできると。法律上それが許されているわけなんですよね。徴税吏員も任命されている方は町に2名しかいませんでしたので、その2名だけで決めてしまうという、決められるということだと思います。三人寄れば文殊の知恵というふうに言いますけれども、3人どころか2人でそれが可能だということが、今の状況だというふうに思います。

情報公開条例に基づく開示請求で、小国町の平成29年度1年間の差押えの状況を開示していただきました。これによりますと、平成29年度は110件、374万8千449円の差押えが行われているわけですが、差押え財産の8割は預貯金であります。一般に預貯金の差押えは可能であります。この行為を違法とした判例があります。2008年6月、鳥取市の男性（当時35歳）の銀行口座に振り込まれた児童手当を、鳥取県東部の県税局が自動車税、個人事業税約29万円の滞納処分として、それまで口座に残っていた73円とともに全額を差し押さえたという事件であります。2013年に広島高等裁判所松江支部は、これを違法とする判決を出しました。預金債権であるとしても、県税局は当日、児童手当が振り込まれることを知っていて、振込の直後に差し押さえたのは形式上は預金債権であっても、実質的には児童手当であるから認められないというものであります。このように、児童手当や児童扶養手当、特別児童福祉手当、あるいは

生活保護費など差押えが例外なく禁止されたものがありますが、実質的には児童手当等である預貯金の差押えは行ってないでしょうか。

税務課長（橋本修一君） はい。児童手当やそういう複式な給付金は差押えはしておりません。

先ほど徴税吏員は徴収吏員2人というような感じでおっしゃられましたけれども、税務課職員が全員徴税吏員の任命を受けております。私も含めてですね。

以上でございます。

5番（児玉智博君） それでですね、熊本県は2017年8月、医療関係事業者の預貯金口座の全額6万9千462円を差し押さえました。この口座は児童手当を受給するために開設したもので、小学校の給食費や保育園費が引き落とされていました。通帳の記録には差押えが行われる前の半年間は児童手当の入金が2回で20万円、それ以外の入金は2回で2万4千円、給食費や保育園費が残高不足にならないよう入金されたものであります。

県は違法とされた鳥取県は児童手当が振り込まれた9分後に差し押さえしているが、熊本県は2か月後に差し押さえたもので、児童手当を狙い打ちにしたものではなく、預金債権を差し押さえたというものと正当性を主張しているわけであります。

しかし、入金から差押えまでの時間経過に関わらずお金の動きがなければ、児童手当等は児童手当等だと思います。町に県の差押えの正当性の評価は求めませんが、小国町の差押えで同様なことはあり得るでしょうか。

税務課長（橋本修一君） 差押えをする前に、先ほどもお話ししましたけれども、財産調査といいますが調査権がありますので、調査を行います。それで今言われたような事情があれば、その分は差し押さえしませんので、小国町ではそういう事情はないと思います。

5番（児玉智博君） そのように適切にやっていただきたいと思います。

さらに、国税徴収法で差押えが制限されているものは給与や年金などで、最低生活費と公租公課の金額は差し押さえてはならないとなっています。開示された内容を見てみますと、10万円代が8件、9万9千600円以下1万円代が40件、1千円代が13件、100円代が11件、ここから驚くことに10円代が2件、なんと1円代どころか1円というのも1件あるわけです。差押えだってですね、銀行に口座の照会をしなければならぬのに手数料というのがかかるわけですから、1円なんていうのを差し押さえても確実に赤字なわけなんですね。さらに給与も2件、6万2千円と6万1千678円が差し押さえられているわけですが、一般的な給与水準の人がその月の給料が6万円以上も目減りすれば、本当に途方に暮れると思うわけなんですね。こんな差押えをやっていて、本当に最低生活費と公租公課の金額は差し押さえていないと言い切れるのかと、私は聞きたいと思います。町民を追い込むような差押えになっていないと言い切れるでしょうか。

税務課長（橋本修一君） 差押えといえますか滞納処分は、国税徴収法によって行っているもので

ございますけれども、その国税徴収法の中にも今言われたような差押え禁止財産というものは規定されております。先ほどの給与の場合は、租税公課または社会保険料や最低生活費として1人10万円、また扶養があれば4万5千円など、そういう規定がありますので、そういうものをきちんと守って、慎重に差押え等を行っているということでございます。

5番（児玉智博君） やはり、そういう差押えというのは高度な個人情報でありますので、町税係とか係の人しか見れないわけですよ。実際、差押えを行うことについての妥当性ですよ。問題ないからいいよというのも、他の課の役場職員はもちろん、町長も事前に知らされないわけです。だから、極めて客観的なチェックというのができませんので、ですから適切にやっていますと言えば、それで通ってしまうわけです。ですから、ここで強調しておきたいのは、くれぐれも最低生活費や公租公課の金額が下回るような、差押えによって。そういう状況は生まないように、最大限の注意をやっていくのが。差押えを続ける以上は、それは最低限だというふうに申し上げておきたいと思えます。

その差し押さえられたお金がどのような税目に充てられているのかも、注目しなければならないと思うわけです。合計141件のうち最多が国民健康保険税の52件、193万8千946円、次が住民税114万5千389円、以下固定資産税17件の37万7千27円、軽自動車税22件、22万2千704円、法人税1件783円、税はこのようになっています。一番多い国保税について今年の6月議会本会議での私の滞納が高止まりしている根源に、保険税が高すぎるという問題があるのではないかと問いに、北里町長は最初は様々な要因があると、ちょっとごまかしているような答弁だと受け取ったわけですが、結局のところ、理由の一つに国保税が高いといえますか、そういった部分もあるとは認識しております。税率引き上げの議案審議でしたから、大変言いにくいような様子でありましたが、認めざるを得なかったわけであり。さらに北里町長はこう続けています。「ただ、それについても生活をしていく上で、国保税だけでなく他の税も含めてではございますが、生活相談というそういった部分に真摯に対応させていただきながら、町民の方に御理解いただくという部分で行っております」と、このように答弁されているんです。本当にこのとおりにできていれば、こんな状況にはなっていないんじゃないかというふうに思うわけです。

さらにもう1点。差押え金の充当先で65歳以上の介護保険料が2件6万3千300円、75歳以上の後期高齢者医療保険料が1件300円ございます。これは基本的に年金からの天引き、特別徴収でありますから、滞納になるということはありません。滞納になる場合は、納付書等で収める普通徴収であります。これは天引きできないような低年金などの事情がある場合です。天引きできない年金とは、通常基礎年金額が年18万円に満たない場合です。こういう高齢者の保険料のためにまで差押えを行うのは、もうやめるべきだと。むしろ、町長が言われるように生活相談などで真摯に対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

税務課長（橋本修一君） 今言われた、後期高齢者、介護保険料、これはそのために差押えをしたというわけではございません。ほかの税目などがあって、その中に介護保険料やこれらが税と一緒に未納であったために、とりあえず差押えをして。その充当先が税だったり介護保険料だったり、後期高齢ということでございますので、例えば後期高齢に1件300円というのがありますけれども、それを目当てで差し押さえたというわけではございません。

それと、納税相談やいろいろしている中で、税金を納める担税力がないというか、本当に仕事もできない、そういう場合はもちろん福祉的な部門に相談に行かれたりとか、行ったらどうかとかですね。例えば消費者金融などで多額の借金があるとかそういった場合は、消費者相談に紹介したりとかですね、そういう生活再建の部分も考えて納付相談はしております。先ほど言ったように、まず収入がなければ、そういう税金を納める主力がなければ、これは税法上ですけれども徴収の執行停止とか、そういう部分も念頭に入れて納付相談等は行っておりますので、むやみに差押えをすとかそういった気持ちはもうとうありません。

町長（北里耕亮君） ただいまの国保税の部分のときでありますけれども、まず税を納める前の、なかなか生活が厳しいとかそういう部分の福祉的な観点からの通常の福祉相談、それから住民課の住民相談、それぞれ受けております。その後に納めることができなかつた分については徴収相談ということで、税務課の徴収係が分納誓約だったり、大変厳しいからということで話の中かいろいろな部分に、先ほど課長からも執行停止というセリフもあったかと思いますが、総合的に判断してという部分ではあるかと思えます。

ですので、ペーパー上はなかなかいっぺんに差押えという部分が見え得るかもしれませんが、それまでにはいろいろな手続きというか、手続きというよりも掛け合いの中から生まれているという部分ではないかなというふうにも思っております。お電話にも出ていただけないとか来てもいただけないとか、そういう部分のなかなか厳しい先方もいらっしゃいますので、そういう部分について預金で差押えとかそういう部分にも発展しているのではないかなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） その高齢者の介護保険料や後期高齢者医療保険料だけを理由に差し押さえているわけじゃないというふうにおっしゃいますけど、やはり低年金というのは変わらないと思うのですよね。低年金でもしかしたら他の固定資産税や軽自動車税やそういったものも滞納しているかもしれないけれど、だから低年金の人に対して差押えが行った可能性があるという事実は変わらないというふうに思います。

それですね、昨年、町村監査委員全国研修で講演を行った瀧康暢弁護士は、生活再建型滞納整理による収納率の向上を訴えています。これは、強制徴収一本やりではなく、滞納者の滞納原因を除去して、収支均衡の家計管理を支援して生活再建、ひいては担税力の回復を図り、繰り越した滞納を解消する滞納整理方法だということです。税の滞納者、特に国民健康保険税滞納者の

6割以上が消費者金融等から借入れがあるとされているそうです。しかも、その多くが10年以上前からの借入れだといいます。特にここでは過払い金を取り戻して、その中から滞納に充てるという話でありますけれども、実際、この瀧弁護士が関わった実例として、横須賀市では平成26年から2年半の間に60人の滞納者を債務整理に導いて、過払い金4千381万円を回収。1千642万円の納付に至り、山梨県甲斐市では平成23年からの5年間で131名の滞納者の債務整理で1億7千233万円を回収。4千423万円の納付に至っているということです。

もう一つ紹介したいのが、滋賀県野洲市の事例です。野洲市も生活再建の視点に立って滞納問題に向き合っているのですが、差押え率3.4パーセントとほとんど差押えを行っていないけれども、収納率が低いかといえば、そうではありません。2017年の収納状況は個人住民税で99.04パーセントと、同年度の小国町の98.8パーセントを上回っています。野洲市債権管理条例は、市のホームページに「ようこそ滞納いただきました」という言葉があることから、債権管理条例が「ようこそ滞納いただきました」条例と呼ばれているそうです。山仲善彰市長は、雑誌の取材で市のやり方は温情主義ではなく、ビジネス的見地からの手法だと語っています。つまり、問題が深刻化する前に手を打つことで、行政コストを減らす手法で、部署を横断する相談体制と就労支援に至る生活再建型の滞納処分対策が最も有効だというわけです。滞納はそのシグナルとして受け止められているから、「ようこそ」なわけであります。

つまり、小国町のやり方というのが、今の全国から見れば一般的なやり方なんですよ。それで差押えをしてある程度納付に至ったとしても、結局はその生活が再建されないから繰り返されてしまうことが多いというふうに思うわけなんですよ。ですから、こうした必要に応じて弁護士にもつなげるし、あるいはそういう就労相談も含めた支援を各課が横断的に行うことで、担税力ですよ、税金を払う能力をつけていただくことで、将来的に自主的な納税者になっていただくように持っていくことが必要なのではないかなというふうに思います。

最後に何か答弁があれば、お聞きをして終わりたいと思います。

町長（北里耕亮君） はい。ただいまの例も一つの意見として実施例としてはあるかと思いますが、今小国町も先ほど言いましたように、全く相談業務をやっていないわけではなくて、門戸は広げている部分ではございます。私もいつも徴収部分で言うことは、そういう2種類ありまして、種類という言葉が変ですが、どうしても滞納ならざるを得ないような環境や状況、それには真摯に向き合いながらも、もう一つの部分ではなかなか故意に何もこちらからの問いかけも答えなく、ただこれは分かりません。財産調査というのは見えない部分もありますけれども、払える能力があっても故意的に、言葉がちょっと行き過ぎかもしれませんが、そういう部分の可能性ですよ、可能性もある部分もパターンのにはあるかと思います。そういう部分をしっかり見極めながら、できるだけ事前の環境的に厳しい部分はならざるを得ない、その前に相談業務。それは意見が一致しております。町は無料法律相談もございます。心配事相談も社協と組んでっております。

いろいろな部分であっていますが、そこにさえ見えない部分もある場合には、またその部分をしっかりと掘り下げなければいけないとは思いますが、また児玉議員も相談業務をされているとは思いますが、個人情報がありますから意見交換はできませんけれども、いろいろな部分で進めて。言葉が濁ってきましたね。相談業務をやって深掘りするところはしていきたいというふうにも思っております。

以上です。

5番（児玉智博君） 最後に一言だけですね。

ほとんど滞納整理を、差押えを実施していない野洲市でも、小国町以上の収納率が出ているというのも一つの事実なんですよ。こういったところも、ぜひ勉強をしていただきたいと思いません。

生活再建型滞納整理の真の効果というのは、これは瀧弁護士という言葉ですが「住民から嫌われる徴収部門の生活再建支援によって、自治体行政に対する信頼を得られることである」というふうに述べておりますので、これは本当にそのとおりだなというふうに思いますので、引き続きこの問題も機会があれば取り上げていきたいということをお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

（午前11時03分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（渡邊誠次君） 8番、松崎議員、登壇を願います。

8番（松崎俊一君） 8番です。

今回は、まずは観光の取り組みということで、基本的な考えとしてゆうステーションを起点とした観光振興の進め方は、以前も私のほうから提案をしたことがあると思います。特にゆうステーションカンパニーは町が出資をしているので、イベントやそれから行事などへも町として深く関与もできるのではないかと考えております。これまでの取り組みも大切ですが、平成31年度からの事業をしっかりと取り組んでもらいたいし、今、政府のほうの方針ではインバウンドですね、外国からの観光客の誘致にも力を入れる、そういう状況であればこそ、そのところ町長は次の方にしっかりと引き継いでもらいたいというような考えです。

話は少し角度を変えますが、先日、地域福祉計画の策定委員会というものがあまして、元気サロンそれからいきいきクラブについて、最初はそこそこ人数が集まっておりますが、年を追うごとに少なくなってくるとかですね、それから内容がマンネリ化してくるとか、要するに皆さんがそこに集まるための仕掛け、それから集まれるような内容にしていかなければならないのでは、という意見もありました。それから、特に男性のほうの参加が少ないという意見がありまして、事務局をやっております社会福祉協議会からはサロンやクラブの数を増やして、参加者を募るこ

とに重点を置いていたが、今後は数よりも質を考えなければならないというふうに申し出ておりました。何が言いたいかと言いますと、観光振興における観光客の誘致についても、同じことが言えるのではないかと。一般的な、例えばインパクトのあるイベントの開催、それから恒常的にお客さんが集まるような取り組みや仕組みづくりですね、こういうものが重要になるのではないかと思います。

それから隣の南小国町や阿蘇広域的な考えとして阿蘇の市町村との連携、それも必要ではないかと思っております。

それとドイツのタイヤメーカーの会社のガイドブックに、小国町から4点ほど掲載されているということで、そちらのほうは御存知でしょうか。業者の皆さんもいることですので、さっとはいかないかもかもしれませんけれども、そのあたりの活用ですね。そういったものはどうだろうかというところ。

それともう1点は小国町観光協会の設立ですね。これは話題には上がっていたと思いますが、どのようになっているのか。また、同じくお隣の南小国町との連携ですね、小国郷の観光協会になるのか分かりませんが。

それから、先ほど申し上げました阿蘇広域の観光の振興がどのように進んでいるのかというのを、現時点でお聞かせ願いたいと思います。

町長（北里耕亮君） 最初、私のほうから大きな方針というか考えを述べさせていただいて、あと後ほど担当のほうから答弁をいたさせます。

まず、1番最初に言われましたゆうステーションを中心とした、ということで、ゆうステーションカンパニーが組織化されておりますけれども、建物としてのゆうステーション、情報発信基地にもなっておりますので、小国町の役場の中にももちろん情報課という組織がありまして、観光案内やそういったところもありますけれども、ゆうステーションの部分でお客さんが道の駅ゆうステーションに来られたときに、小国町は他にどういう見る所がありますかというような問いかけや、2階に来ていろいろな様々なパンフレットを見るときに、「じゃあ、鍋ヶ滝があります」「わいた温泉郷があります」とか「杖立温泉があります」というような案内。まさに中心的な役割を担っているところでございます。素材としては、町にも今、例えば言ったような見る所がありますけれども、従来から私としては少し2、3時間滞在ができるような、そこで何か楽しめるような部分も必要ではないかなと言いつけておりますが、今もう最後の年でありますけれども、なかなかでき得なかったなと反省をする一面もございます。

インバウンドの部分についても、また後ほど組織としてもそれぞれのグループとしても取り組む部分でもありますので、それはやっぱり進めなければいけないというふうにも思います。

ゆうステーションのハード的な話になります。すみません、話題がちょっと飛び飛びになりますが、ハード的な整備といたしましても、議会の皆さま方御承知のとおり、大型バスの台数を増

やすために、また分かりやすいトイレを今設置しようとして、改修工事も行いつつありますので、このあたりハード的な整備がまたできれば、大型観光バスで来られる方にも対応していく部分でありますし、個人的な個人旅行についても、またきめ細やかな質の高い見る場所、そういった部分を紹介したり提供したりという部分で努めなければいけないかなというふうにも思っております。

組織的な部分については広域的な話からすると、阿蘇デザインセンターという部分がございますし、かなり積極的に動きをしております。そして、南小国と小国の小国郷観光振興会議という組織がございます。そして、小国町の観光振興会議というちょっといくつか組織がありますので、そういった部分がどういう今活動をしているか、そして最後に観光協会の設立に向けて今準備をしておりますけれども、その状況などについても担当課から答弁をいただきます。

情報課長（北里慎治君） 答えさせていただきます。

まず、小国町観光協会の設立の現状でございます。今は本年度になりまして、準備会議として2回、設立準備委員会として8回、そして理事会として2回の現在12回を開催しております。今は協会の規約、来年度の事業計画予算、そして事務局体制について協議を進めております。ちなみに、正式な名前を「ASOおぐに観光協会」に決めさせていただいております。阿蘇はローマ字といいますかASOですね、のおぐに観光協会ということで決まっております。設立準備委員会のメンバー12名、ツーリズム協会、ゆうステーションカンパニー、杖立温泉観光協会、杖立温泉旅館組合、それとわいた温泉組合から各4名から2名出していただきまして、12名がそのまま全員理事となって、その中から代表者も決めていただき、現在話を進めているところでございます。かなり積極的に具体的に意見が出されておりますので、もうすぐ設立というような形はとれるんじゃないかということは思っております。

それと、お隣の南小国町との連携。確かに重要となってきております。行政同士の連携ということは取り組みはございませんが、両町から補助金あるいは各両町における観光協会、組合等々の負担金等で設立されております小国郷観光会議として、平成26年の5月に立ち上がっております。内容といたしましては、両町の間関係を網羅しました小国郷の観光マップの作成、誘客のためのイベントの開催、主にホームページの作成、福岡を中心にしますパンフレットの作成、取り組みを集約しましたインターネットサイトを活用した小国郷のPR等々を行っております。本年度におきましては、福岡の赤牛と雲海ということを知ってもらうために、福岡イムズという天神にあります、商店街に行きまして、小国郷の観光物産フェア、今月の8日から10日までを集中的に行って、観光物産販売については今月中もそのまま継続して実施することになっております。

それから阿蘇広域についてどうかということでございます。今年度、補正予算等々で出させていただきました阿蘇広域観光連盟というのが4月に設立されまして、震災で甚大な被害を行った阿蘇の復興を加速させるべく、阿蘇管内の観光協会が中心となって事業を推進しております。県

が2分の1補助で、あと市町村観光協会の補助と負担となっております。この中で、やはり外国からのインバウンドを今、日本国中ですね、外国人観光客が増えてきております。特に、来年再来年のワールドカップ大会、熊本で行われるラグビー、ハンドボール、まして東京オリンピック2020につきましても、この熊本でも阿蘇でも特に取り組んでいきたいというのがありまして、インバウンド対策ということでいろいろ考えてきているところでございます。主な取り組みとしましては、今年を受け入れ態勢を整備しようということで、決済方法、特にカードですね。外国人の方が使われるということですので、その勉強なり決済の方法、特に1町村では手数料等々が高くなりますが、阿蘇郡である程度一定の数が集まれば手数料が避けられるというような話がございます。今現在、各地でそういった研修等々行っております。

あと、これも補正でさせていただきましたが、阿蘇モビリティツーリズム協会、バイクの聖地として阿蘇を確立させるために、県市町村、熊本県経済同友会等々がライダーの周遊や誘客を目的として立ち上げております。これも県が3分の2、あと市町村と参加者等々で会費を賄うということになっております。

それともう一つがジャパンエコトラック阿蘇、これも県が3分の2を出しておりますが、要するにアウトドア等々で地域の自然や文化を取り組むことを目的とした新しい旅のスタイル、ジャパンエコトラックということで、今まで平成29年度までは南郷谷そして阿蘇市で開催していたものを、この産山、南小国、小国とここの地域を巻き込んで阿蘇全体で取り組もうということで、平成30年度から立ち上げております。主にサイクリングのコースですね、サイクリングのグレードマップの作成、バイクトラック等の整備、そういったことで、もう来年は実際イベント等で活動できるのではないかといいふうになっています。特にこのジャパンエコトラックの顧問には、熊本県知事も参加しております。県としまして、阿蘇が震災以降急激な落ち込みを示しているということで、県が主体をもってあらゆる活動に持ちかけてきておりますので、私どももこれに協力しながら観光客の増ということを目指していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

8番（松崎俊一君） 松崎です。

何かたくさんのメニューとかやっていることを、今課長から聞きましたが、何かよく見えないとか私だけなのかは分かりませんが、ある程度情報交換じゃないけどですね、そういった情報を議員あたりに知らせるなど、そういう機会をあれば持ってもらいたい。

それから小国郷の観光会議ですか、パンフレットか何かできているとかいうことですので、あとでいいですのもしよかったですら、見せてもらいたいと思います。

小国町の観光協会のことは聞きました。それからゆうステーションカンパニーやツーリズム協会あたりもかんでいると聞きまして、もう少しエリアを拡大するなら南小国町もさることながら、九重町ですかね、それから九重・飯田高原やあちらのほうにもお客さんが流れてきていますので、

そのあたりもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に話題を変えまして、総合型の地域スポーツクラブにつきまして、僕は以前から何度もいろいろ質問をさせてもらっております。t o t oからの助成があった頃は潤沢な財務内容のもとに進められていたと思います。助成金が終了したあとの運営が、どのようになっているのか。以前は職員が2名いまして、月額報酬か時間給なのか分かりませんが、社会保険や厚生年金あたりにも加入していたのではなかろうかと思えます。今、その職員と言える方が実質1人ではないかと思っております、そのあたりの状況。

それから、クラブ全体の運営に関して、事務的な部分や庶務的な部分やそれとはまた別に、今度はクラブの運営の現場の部分ですかね、そういうところを分けて進めたほうが進めやすい、分かりやすいというふうにも思っております。その辺につきまして、現状と内容、それから教育長のほうから平成30年度、今年のうちには道筋を付けたいというお話もありましたから、そのあたりの進捗や内容、状況をお聞きします。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 小国町総合型地域スポーツクラブ、小国ゆうあい倶楽部についての御質問でございます。

平成23年度に体育協会等が中心となって、このクラブの立ち上げを行ってきました。ただ、今、平成23年度以降、小国ゆうあい倶楽部の規約を見ますと、クラブは目的に賛同する会員をもって組織するというので、正会員、こども会員、ハートフル会員、こういった人たちが会員として集まり、そしてそこが総会の中で役員、会長ほかクラブマネージャーやそういったものを再任して運営していく。あるいは、クラブの中に事務局を置いて、事務局はクラブマネージャーが中心となって、あとは事務局員を配置する。こういったふうに、規約としては謳われております。任意団体ではございますが、一応、意思決定も全てクラブ内でできるような体制ができております。

ただ実際問題としましては、先ほど言われたようにt o t oの助成金があったときは、ある程度そういった経費的なものをそれで補っておりましたが、特に昨年、助成金が消えて以降、会費だけでは当然運営することができなくて、町も補助金を一定額入れている状態でございます。

ただ、先ほどの規約の中から考えると、いろいろと制約もありますもんですから、ちょっと今クラブの役員と話しているのが、ここの規約を一部改正して、教育委員会あるいはその他の町内のスポーツ団体あたりがもう少し団体として参加できるような形に、少しやっていきたいなと思っております。これも仮ですが、例えば賛助会員みたいな感じで入ることによって、クラブとしての独自性やそういったものは維持するけれども、その意思決定の中に特に教育委員会あたりが積極的に参加していきたいなと思っております。

それともう一つが事務局機能のところは現在マネージャー1人でして、十分活動できる体制ではございませんので、事務局の中に教育委員会がしっかり今度は会員として入っていくことによ

って、クラブの事務局を下支えできるような体制ができていたらと思って、それを来年度あたりに実行に移したいというところで、今進めているところでございます。

教育長（麻生廣文君） 今後のクラブの運営というような部分も含めまして、ちょっと今の事務局長の答弁と重なる部分もあるかと思いますが、私のほうからもぜひお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、今ありましたけれども、ゆうあい倶楽部のほうには職員というより、現在クラブマネージャーが1人おりました、以前2人おりましたが今1人おりました、会員集めから運営、あるいは事務局の仕事などにあたっております。そういう意味では、大変な状況にあるなというふうに思っております。

町としては、ゆうあい倶楽部というのは町の社会体育をしっかりと担っていただく一つの大きな柱だと思っておりますので、町として教育委員会がしっかりと支えていくということが求められているというふうに思っております。これは以前にもお話をしたところでございます。そういったところで、先ほど議員からもありましたように、本年度あたりにゆうあい倶楽部のほうとしっかり話し合いを進めていきたいということで、先ほど事務局長からかなりの部分、話がございましたけれども、会長あるいは副会長、クラブマネージャーとの打ち合わせを進めているところでございます。実際に今後は、先ほど賛助会員等の名目になるかどうかは別にしまして、そういった規約を扱いながら何らかの形で支援をしていくと。特に事務局の仕事につきましては、教育委員会がしっかりと参画していこうというようなところを考えております。あくまで、クラブの主体性というのはある程度は担保しながら、しかしバックアップ体制を取っていきたいというふうな、今考えているところでございます。今のところは、そうしたところでございます。

繰り返しますけれども、町が支援しながら社会体育の活性化を図るというのは、現状として大切な部分かなというふうに思っておりますので、そうした考えで進めていきたいと思っております。

以上です。

8番（松崎俊一君） 平成30年度が準備の期間というか進める期間であるなら、4月1日から平成31年度ですか、しっかりしたクラブとして進めてもらいたいということを申し述べて、質問のほうを終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時40分から再開をいたします。

（午前11時35分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時40分）

議長（渡邊誠次君） 11番、松本議員、登壇を願います。

11番（松本明雄君） はい、11番です。

師走になりまして、なかなかいい話もありますが、昨日の臨時議会で出生祝金を出したことに関しては、子どもが増えていることでもありますので、非常にうれしい思いであります。

それに関連しまして、今テレビや新聞等で見ると毎日のように出ていますけれども、これは8月31日児童虐待について熊日のほうが出しております。全国で13万件、熊本では1千248件という数字が出ております。この前のニュースでは、生まれた乳幼児の頭を振って脳細胞が死んで、障害者になるということもあります。もう一生障害者で残りますので、そういう案件も出ております。この町では、まだあつてはないとは思いますが、今後こういうことがある前に防ぐ方法を考えなければ、障害者になってからでは、その子どもも親御さんたちも一生それを背負っていかなければなりませんので、今、町がどのような対応をして、件数はあるのか。どのような対応をしていくのか。その辺をお聞きしたいと思います。

福祉課長（生田敬二君） 今、議員が言われましたように、児童虐待と言われるものにつきましては、ここ数年間で全国的にもまた熊本県内においても、かなり増加をしてきております。特に言われておりますのは、児童相談所の機能であるとか職員数にも限りがあるということでございます。児童相談所で取り扱われるような段階になりますと、事案が重症化してくるという例もあります。そんな中で身近な市町村の取り組みによって、できるだけ未然に防ぐということ。今、議員も言われましたけれども、そういった取り組みが重視をされてきているようになっております。児童の健全育成であるとか、また虐待等に関しましては、児童福祉法、児童虐待防止法で定められております。その中で、市町村の主な役割に関しては大きく2つですけれども、相談対応機能の強化ということで、相談であるとか調査、指導等の強化について。また、子育て支援のサービスを適切に提供していくということも謳われております。子育ての支援と同時に、速やかな情報収集と虐待行為の未然防止につなげていこうというようなところでございます。

こういった関連法の改正であるとか児童を取り巻く環境、現状を踏まえまして、本町における対応といたしましては少し具体的に申し上げますと、隣戸家庭全戸訪問事業ということで、町が委嘱をしている母子保健推進委員、これ8名委嘱させていただいておりますが、乳児家庭への定期的な訪問であるとか相談への対応、また町への報告あたりですね、それと町の保健師による随時の家庭訪問等を行っているところでございます。また、小学生等に関しましては、放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブですけれども、そういったところの設置が挙げられます。所管は保育園となりますけれども、地域子育て支援拠点事業等もそういった事業に含まれるかと思えます。こうして子育て支援等を行っていく中で、乳児、児童や保護者と直接関わるということで、相談員の対応、情報の収集、各家庭個別の状況把握を行っているというところでございます。

また、要保護児童というか対象となる児童等に関しましての早期発見であるとか適切な支援等

を実施していくには、担当部署だけでは限界があるというふうにも言われております。対象となる世帯におきましては、複合的というか多数の生活課題を抱えているという家庭も非常に多く見受けられるということでございます。このたびに、関連する業務間の連携も必要になって参ります。情報のほうも配慮しながらということになりますけれども、例えば児童福祉はもちろんですけれども、母子保健、障害福祉、生活保護等の業務担当であるとか、状況に応じましては教育委員会であるとか保育園、DV担当課、学校であるとか民生児童員あたりとも、必要に応じて情報の交換共有を随時、行っているところでございます。

またその中でも、特に必要とされるケースにつきましては、児童相談所、福祉事務所、保健所または警察、医療機関等との外部機関とも連絡を取っていく場合もございます。逆に情報が外部の機関から入ってくる場合も多々ございますし、地域の方からの通報もございます。そういう形で個別のケースの状況を整理して把握していく中において、重篤なものとか危険性が考えられるものとか、緊急を要するものにつきましては児童相談所等に事案を送りまして、そちらのほうの権限におきまして児童の一時保護であるとか、立ち入り調査等の法的措置が行われるものと理解をしております。

いずれにしましても、議員が言われますように全国的な事象で見られるような死亡であるとか重症事案等については、ごく身近な所でも十分起こり得るものというふうに、町としましても認識しておく必要があるかとも思っております。本町内での発生を見ないように、できる限りの防止対策をしまして、児童相談所であるとか関係機関とまた地域との連携を取っていくということが重要というふうに、町としては考えております。

町としての事案があるかどうかということにつきましては、それについてはちょっと回答を控えさせていただきますと思います。

1 1 番（松本明雄君） 今の説明でほとんど分かったと思うんですけれども、これも未然に防ぐことが第一ですので、あってからでは障害が残ったりフラッシュバックで子どもたちが眠れない状態になったりすることもありますので、早め早め、関係機関、今、特にプライバシーの問題でいろいろな情報が出せませんので、警察のほうとも連携をしながらやっていただきたいと思います。

それに町の機関としては、民生委員の中にも主任児童員の方が2名いらっしゃいますので、連携をしながら勉強会があれば一緒に行っていただいて、今後、熊本県のほうもこれに力を入れるということで、これ8月に勉強会があつておりますので、こういう資料も見ながら町のほうも勉強していただきたいと思います。

それで今言われたとおり、児童福祉司を今度は置いていくと思うんですよ。増やしていくとは思いますが、まだなかなか熊本県では数が足りません。県の中央で今のところ、平成30年度で17名、八代で6名ということで、やっぱり専門職でありますので、こういう方々に早急に相談しながら、あつてはなりませんので何でもそうですけど、災害からでも72時間で生命のボ

ーダーラインと言われておりますけれども、こういう児童福祉のほうでは48時間と言われております。ですから、見つけることも本当に大変なことだと思いますけれど、その辺にも力を入れていただきなら、各課と相談しながらやっていただきたいと思います。

福祉課長、どうですか。一言。

福祉課長（生田敬二君） 今、法令等も変わりました、2年ほど前、平成28年からは今言われたような児童福祉司の設置であるとか、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の整備ということで、これ努力義務という形にはなっておりますけれども、そういう形でちょっと見えづらい部分が多々あるかと思っておりますので、そういったところの施設設備、能力を充実させながら、こういうことがないように取り組んでいきたいというふうに思っております。

町長（北里耕亮君） 児童福祉司、大変重要な部分でございますけれども、福祉課が高齢者の部分とお子様の部分と業務があるわけでございますが、どうしても子どもの部分、児童の部分と業務が多岐にわたりつつあります。そういう部分で、人的な配置であったり業務の部分であったり、今現在の執行部の考えとしてですよ、しっかりしなければいけないというふうには思っております。

それと、前段の質問の部分で、児童の暴力というのはちょっとなかなかあまり記憶がないのですが、実際の個別事項はここでは詳細には述べませんが、注意すべき部分、気になる部分について各課から上がってきた分は、私を含めて一つのテーブルで協議をしたことは数回ございます。やはり、生活環境がなかなか厳しい状態にある御家庭で、児童相談所も将来は交えるような案件については、町長を含めたケース会議といたしまししょうか、そういった部分をしたこともございますので、今までもそのあたりはやはり、できるだけ小さい案件かもしれませんが大きな案件になる前にケース会議をするというのは、私の信条でございました。今後も優しい部分といたしまししょうか、その部分というのは町としても必要ではないかなというふうには思っているところであります。

11番（松本明雄君） 町長もいろいろ対応していただいております。非常に助かっておりますが、これを見ると、福祉課だけになると0歳から2歳までが22パーセント、虐待の数ですよ。熊本県の数です。3歳から6歳までが24.8パーセント、7歳から12歳までが30.5パーセント、13歳から15歳までが14.5パーセントということで、7歳から12歳が非常に多くなっております。それで、7歳から12歳ということになると小学校のほうになってくると思われますが、教育委員会として教育長としてどういう対応をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

教育長（麻生廣文君） まず、虐待につきましては、あつてはなりませんし、議員おっしゃるように未然防止が一番だというふうに思っております。そのためには、まず学校の職員の認識を高めるといったのが大きな部分があるかと思っております。研修等受けてきた者が校内で他の職員とみんな

共有すると。そういった学校総体としての取り組みと申しますか、そういうものが大事になってくるかと思ひますし、早期発見、早期解決、ここがもう非常に学校現場としては一番重要なところになるかなと思ひています。担任であったり、特に全校生徒に関わる部分では養護の先生なども非常にちょっとしたアザであったり、あるいは生活が少しちょっとした部分で変化が見られるなど、こうした部分を見逃してはならないというようなところで、しっかり把握をしていくと。そのためには、普段から家庭との連携やあるいは家庭教育の重要性は非常に大事になるかなと思ひておりますけれども、まずはじめに教職員の研修、その研修成果を共有する、学校総体として取り組む、そして未然あるいは本当に軽い間に、ということで早期発見、早期解決につなげるというようなことが大事だと思ひております。

また、一旦それに近い、あるいは疑わしいものがありましたら、先ほど町長が申し上げましたようにケース会というのがございますので、いろいろな機関とすぐに対応できるような状況をつくっているところでございます。

以上です。

1 1 番（松本明雄君） やっぱり児童虐待には、一生子どもたちの心の中に残っていくと思ひますので、やっぱり未然に防いでいただきたいと思ひます。それには、やっぱり早期発見ですので、どういふふうを探すといふか見つけるのがいいのか、それは今後学校側にもお任せしたいと思ひますので、ないことが僕は願ひておりますけれども、あつたときの対応も今後やっていただきたいと思ひます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時54分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 松本明雄君。

1 1 番（松本明雄君） それでは、通告にしたがつて2番目の質問をしたいと思ひます。

また暗い話になりますが、小国町では年間約120名ぐらいの方が亡くなっております。なかなか先輩の方々が亡くなっていくのは寂しい思ひがありますが、そこで先日も僕の友だちが亡くなりまして、窓口に行きました。そうしたら亡くなってからの窓口の対応というのが、やっぱり大変みたいです。この前からいろいろ調べたら、大分県の別府市にワンストップおくやみコーナーですかね、こういうのができておりまして、1箇所書類があれば全部済むと、そういうような組織を作っております。これは提案ですので、うちの町も作っていただきたいと思ひております。

前段で話したように、福祉課や教育委員会や児童虐待に対しても各課が協力しながら、やっぱり対応していかなければなりませんので、今後こういうことがあれば、亡くなった家族をお持ち

の方は大変動揺しておりますので、その割には申請を出すのが早いとか、いろいろものを持っていかなければならないとか、いろんなことがありますので、別府市ではこういう書類を作っております。これは、住民課長のほうが調べてあると思いますが、何の書類が要るとかどういう所に行けばいいとか、1回で済むようになっております。それですので、職員の方が「あっち、こっち。向こう。2階に行ってください」ということなく、スムーズに済むような書類が作っておりますので、書類をまねして作ればほとんどお金も要りませんので、そういう対応をしていただきたいと思います。それで住民課の方が今後こういうものができるかどうか、お聞きしたいと思います。

住民課長（石原誠慈君） 今、御質問のありました死亡に関するワンストップ窓口ということですが、今現在、小国町にはその窓口はございません。はじめに死亡届出が提出されたときの対応について、少しお話をさせていただきます。

今現在、死亡届の対応につきましては、平日は住民課で、それと休日につきましては宿日直、これは当番制になっておりますので、職員の者が対応をしております。死亡届出に来られる方は親族の方以外に組内の方であったり、それと葬儀屋の方が来庁をされております。その死亡届出が出たときの手続きとしましては、火葬の日時などの予約手続きがありますが、そのときに組内の方であったり葬儀屋の方であったら、また親族の方にその後の手続きの御案内もさせていただいております。先ほど議員からありました、その死亡届時の終了後にはその後の届け出に必要な内容を記載したもの、それとその届け出のときに持参するもの、それと手続きの場所を書いた一覧表を準備してありますので、それとその項目別にまた詳細の説明があります記載したものを一緒にお渡しをしております。その後、後日、気持ちが落ち着かれてから、その後の手続きについては親族の方が来られますので、気持ちが落ち着かれてからまた手続きに来てくださいということをお願いをしているところでございます。基本的には、死亡に関する手続きは亡くなられて、今申しました死亡の届け出とその後の手続きがありますので、計2回役場のほうに来庁していただくこととなります。

次に今度はその後の手続きについてでございますが、現在役場内においてどれだけの手続きが必要になるかと申しますと、庁舎1階では保険・年金関係ですね、福祉課で8項目ほどあります。一番多い課でございます。次が私の住民課で、印鑑証明・マイナンバーカードあたりで2項目。それと町税関係、税務課のほうで1項目ですね。今度、庁舎2階に行きますと水道関係、これは建設課になります。それと光ファイバー、これが情報課での手続きになります。それと農地関係がありますので、これが産業課のほうになります。各手続きが役場内で6つの課にわたりまして、14項目ほどの手続きがありますが、これはあくまでも亡くなられた方が世帯主であったり、あるいは保険や光ファイバーの加入者であったり、あるいは農地・水道の名義人であった場合ですので、全ての方がこれら全ての手続きが必要かということ、そうでもありません。該当するもので

数が変わってくるということになります。そして、その後の手続きに来庁されたときに、必要に応じて他の窓口には案内をすることがありますが、基本的には1階に来られて1階に3課ありますが、福祉課、住民課、税務課とありますが、一応最初に来られた窓口ですね、福祉課のほうが先ほど申しました一覧表では福祉課の案内が8項目ありますので、福祉課のほうにいらっしゃいます。その住民課の手続きであれば、その手続きをされている方がいらっしゃいます窓口を担当課の職員が行きまして、そこで手続きをしているといった状況です。1階の状況におきましては、ただ2階に該当する方であると、その窓口で対応している職員が2階の関係課に電話をしまして、またその関係課の職員がその窓口に降りて来るということも可能ですので、今御質問にありましたワンストップ的なものにはなっているかと考えております。また、現在のところ、窓口の手続きに対して苦情等もございません。

以上です。

1 1 番（松本明雄君） こと細やかに説明いただきまして、ありがとうございます。

そういうことですが、やっぱり時と場合によっては、遠くから帰って来られる方もいらっしゃいます。それで、印鑑証明が要るとか何が要るとか言われた場合、もう住民票を向こうに移していれば、また飛行機に乗って帰って取って来ないといけないとか、そういうこともありますので、こと細やかな書類をおあげして、ネットまでは言いませんが予約を取れるような形でこと細やかに対応していただきたいと思います。でないと、行ってまた家に帰って、何がないなら取りに帰らないとか、やっぱりそうすると住民の方も時々ちょっとお怒りになっている方もいらっしゃいますので、そこは住民サービスとして対応していただきたいと思います。ですから、こういう書類がもうネットで出せば分かると思いますので作っていただいでですね、今後來られる方に配って、あとはその方々が考えることでありますので、対応していただきたいと思います。

よろしいですかね。

住民課長（石原誠慈君） 今、手続きのネットの件が出ましたが、今現在、死亡に関するネットでの手続きは現在行っておりません。ただ、町のホームページ上では、一覧表のお話を先ほど申しましたが、その内容についての説明をしたものがございます。町のホームページから戸籍関係を開いていただくと、その中に9件くらいあります。出生届やあるいは婚姻、離婚、戸籍証明や住民票や転入転出届やそういう案内がございます。その中で一部は申請書をダウンロードして取得することができるようにはなっています。だから、さっき言われた御質問の中にありました手続き等はできるようになれば、来られる方も事前に分かるということではございますが、ネット予約整備については、システム上の改修等もあるかと思っておりますので、また今後の検討課題となると思っております。

以上です。

1 1 番（松本明雄君） 前も申したとおり、各課で情報を共有しながらより良い住民サービスがで

きるように頑張っていたきたいと思います。

これをもって、一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。1時15分から再開をいたします。

（午後1時10分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時15分）

議長（渡邊誠次君） 7番、穴見議員、登壇を願います。

7番（穴見まち子君） はい、7番です。よろしくお願いいたします。

通告に沿って、一般質問をしたいと思います。

大観峰にトンネルを その後の進展という題を掲げていますけれども、熊本地震からもう間もなく2年8カ月ですかね。それを迎えて、現在熊本地震から復興途中でありますけれども、熊本のほうから二重峠、それから阿蘇に続くところのトンネル工事と阿蘇西のほうの工事がだいぶ進んでおります。それから県外をまたいで日田の大山地区の一番危険な箇所トンネルと下の道といろいろな所が通っておりますけれども、それに合わせて工事が行われております。災害についてですね。それに合わせて、この大観峰にトンネルをとという課題を挙げてみましたけれども、町としての動きは何かありますか。

建設課長（佐藤彰治君） 同種の御質問が過去の一般質問の中でもあったかと思いますが、その折にお答えした件と重複するかと思いますけれども、まず大観峰トンネルとなりますと阿蘇市、それから南小国町、当町もそうです。それから利用するところと言えば産山とか阿蘇熊本管内ではそういったところの北部が多いかと思いますが、何よりも、そちらのほうの事務局レベルでまずそういった確認をしたという経緯を御報告させていただいたと思います。それは、阿蘇市の建設課長それから南小国町の建設課長と私とそういったまず事務レベルでの確認をして、その後それぞれの首長のほうにその辺の趣旨を打診したところ、皆さん賛同をいただいているというようなところで至っているところでございます。その事務レベルでの協議は3回ほど行っておりますけれども、その後平成28年の熊本地震がございまして、それきり現在のところはその後の会合というものはやっております。何分、事が事ですので、早々に事が進むというようなものでもございませぬ。ただし、組織の中でやはり組織だって要望していかないと、できるものもできないと言いますか、伝わらないということがございますので、当町では212号の道路整備促進期成会、こちらのほうの期成会を利用させていただいて、その中で熊本県側の要望というような趣旨で、ダブルネットワークという要望の形態をとっておりますけれども、幸いうちの町長が副会長をしておりますし、日田市長が会長というようなところで、そういう組織の中で要望を続けてきております。なかなか難しいのは、現在212号線を改良してきておりますので、熊本県としてはですね、ですので、一通りのその改良がほぼ改良済みであるという見解も県としてありま

すので、そこら辺をですね、いやそうじゃなくてダブルネットワークだということを、特に震災後身につまされるものがございまして、212号線が通行止め、あるいは県道のミルクロードも通行止めというようなことで、何分阿蘇大津熊本方面に行く退路が断たれたというような現実もありますので、そのあたりをプッシュしながら熊本県、それから期成会とともに要望し続けてきているところでございます。ですので、要望はし続けていますけれども、なかなか具体的に進んでいるという状況ではございません。

そういうところでございます。

7番（穴見まち子君） はい、ありがとうございます。

そうですね、地震後に私も広域の議員をしております。それで阿蘇の未来館に最初に行くときですね、最初はどんなふうかなと思っていったら、未来館も30センチ以上の陥没をしていたし、途中大観峰を下りる一番最後のほうの道路にひび割れが入っていて、ああこれは少しの修復だけでもつかな。もしこの道がこれからの災害で耐え切れるだろうかなと思ったときに、もしそれが寸断されたときには、どうなるかなと思っております。熊本からの通勤、それから阿蘇からの通勤の方と小国から阿蘇に行っているたくさんの方もおられます。そしてまた、農家の方が今家畜市場が現在大津のほうにいておりますので、よく聞いたところ2日かかりで市場に行っているそうです。牛はキロ単価で競りにかかるので、やっぱりその辺に行くと牛が痩せて、その価格と重さで値段が決まります。この前、広域の産山の方の議員だったんですけど、2日かかりで。前の日に行って、向こうの大津の家畜市場に出します。そしてそれから、近くのビジネスホテルに泊まって、その次の日の市場に備えているというのを聞いたところ、そういう話だったら先ほど言われましたように、お隣の産山だったりとかですね。その大観峰の直通だけでなく、その周りも囲んでトンネルが下にうまくですね。トンネルと一緒に普通の道も考えてもらって、できないだろうかというのを言われました。それから私たち女性の中で町の役員というのがあるんですよね。一番先に言えるのは婦人会、それから婦人会の上の更生保護女性会、それから保護司さん、それから食改や研究グループ、農協の女性部の方とかですね。やっぱり研修が必ず阿蘇町だったり県のほうに行くときがあります。そんなとき、やっぱり冬場の12月から2月の間の道の状態、それから梅雨時期の雨によっては、その研修をお断りすることもありました。そういうことを考えると、やっぱり大観峰にトンネルということは必要ではないかと思っております。それから、この前、広域で大分の津久見のほうに戸高鉱業社というところに研修に行ってきました。阿蘇全体の広域の議員と一緒にだったんです。ここにおられる議員の方も2人と一緒に行きました。そこは石灰岩の採石場で、その石灰岩から商品にする石灰だったり消石灰だったり、いろいろなものを加工する段階で未来館ですね。皆さまが出しているゴミの中からそれを燃料にして重油を使っていたところを、ごみのリサイクル燃料を使っただけというところの研修で実のあるものでした。そういったところで、もし大観峰と小国の間ですね、もし災害で通れなくなったとき、

ごみだったりいろいろな生き物を飼っていると飼料の運搬だったり大型が通ったり、阿蘇の大観峰国道212号線は欠かすことのできない道だと思っておりますので、やっぱりトンネルを近いうちにも実現してもらうためにも、今地震のあとで一番動いて町全体でも動いてもらったらかと思っておりますけれども、町長いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 道路という部分については、大変大事な部分ではあるかと思えます。ただ、国道でございますので、国の予算の状況もあるかと思えます。費用対効果という部分があつてですね、通行量やその位置付け、そのあたりが国のほうも一番考えるんじゃないかなと思えます。まずは、どこが入口出口、その辺はこれからというか事務レベルという部分でありますけれども、該当する市町村が一体的になってこの課題に取り組まないと、小国町だけでという部分ではですね。それに一部の方が通りやすいからとか、そういう部分での判断では、これはそんな簡単なものではないかなというふうに思っております。

ただ、現状として確かに雪道で安全上というような部分もありますし、この部分がトンネルという部分で実現すれば観光的にもよろしいことだと思いますので、引き続き町執行部として、今後についてであります。ここでもうトンネルについての要望はしないということではなくて、引き続き言い続けられないとこういう部分ではできないというのは、要望活動をよくやられているせりふですが、位置づけることが大事ではないかなというふうに思っております。

以上です。

7番（穴見まち子君） はい。やっぱりですね、今言われたように何回も何回も言い続けることと、やっぱりこれから先超高齢化社会になります。どなたも年はとりますので、それでもかなりいろんな用事があるときには必ず大観峰を越えて行かなくてはいけない。また向こうからの観光客だったり、やっぱりいろんな行事が入るときに必ず通って行かなくてはならないというのは、介護の面でもですよ。阿蘇町で小国から働いている方も必ず通って行かなくてはならない。そして病院も町の病院から救急車で運ぶときも、必ず大観峰を越えて行かなくてはいけない。やっぱり、小国の病院だけではなくて阿蘇町の病院、例えば温泉病院だったり地域医療センター、子どもたちは赤ちゃんのための小児科病院があります。たたくもと小児科ですね。そんなときに、やっぱり大観峰が災害のときにもちゃんと通れるような場所になったらいいかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、おぐに町民センターに北里柴三郎博士の銅像はどうか、という題を掲げております。これを題をあてるにあたり、今ちょうどテレビでも西郷隆盛のドラマがあつております。あの時代に、160年前に北里柴三郎先生は動かれていたということですのでけれども、北里柴三郎先生を町としては、先に教育長に聞きたいと思ひますけれども、どう捉えているかということですね。お願ひします。

教育長（麻生廣文君） 北里柴三郎博士につきましては、小国町を代表する偉大な先人であるとい

うふうに考えております。その業績と申しますか、あるいは遺徳と申しますか、そういったものは、町民にとっても非常に計り知れない大きなものがあると。いろんな点で町民の誇りであったり、町に対する誇りであったり、あるいは柴三郎先生に対する尊敬リスペクトの気持ちであったりということ、大変素晴らしい先人であると。これは大きな町民の心の支えにもなるというふうに考えております。

以上です。

7番（穴見まち子君） はい、ありがとうございました。

北里柴三郎博士は、ノーベル賞の候補にもなりました。ですけれども本人の意向で、一応あがったと皆さんは捉えているかもしれないけど、つい最近私は北里柴三郎博士はノーベル賞の依頼を受けたが自分からお断りしたというのを聞いて、「はあ、そうなんだな」ということもしっかりと申してですね。やっぱり、ノーベル賞よりか今は自分は勉強したい。そういうところで何かお断りしたということをお聞きしました。

そして今、2年8カ月前の熊本地震が起きて、この開発センターが地震でひび割れができ、当時小国町におられました総務省から来られた副町長のおかげで、このおぐに町民センターが立派に建て替えることができたということは、やっぱりその副町長に対しても感謝してもらいたいのですけれども、これが1月19日に落成式を迎えますけれども、おぐに町民センターのかかった費用というのは、どのくらいかかっておりますか。

建設課長（佐藤彰治君） おぐに町民センターという愛称で決定し、建物につきましては、おととい10日の日に全ての竣工検査を終えております。ですので、使用できる状況にはございます。お尋ねの工事費の件ですが、御存知のとおり、それぞれ4本の工事で分離発注をしております。建築主体工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、それから空調設備工事とこの4件で工事を発注しております。最終的に検査後の最終精算としましては約6億8千200万円。細かい数字、ございますけれども、というようなところで精算をしているところでございます。その他に別途、音響設備関係ですね、これ備品購入という形でさせていただいております。これが約2千100万円ほどございます。トータルで7億400万円というようなところで、主なところは工事費は精算をしているところでございます。

先ほど、使用できる状況とお伝えしましたけれども、これは法検査が終わって町の検査が終わったので使用できる状況ではありますということですが、一応、先ほどおっしゃいましたとおり来月の19日にオープニングというようなことでございますので、それ以降についての一般の使用というような形で考えているところでございます。

以上です。

7番（穴見まち子君） 町民ホールの落成式をしたあと、新しくなった町民ホールに多くの方が来町されると思います。とにかく小国町を代表する北里柴三郎博士というのは小国町出身であると

いうことを誇りを持っておられるということ。北里に記念館はありますけれども、やっぱりよそから来られる方は、知らない方が多いと思います。それから小学生のときに私も学習発表会で行ったんですけど、6年生になると何年に1回かは柴三郎博士の功績を皆さん学習発表会でされます。それでしっかりと覚えている方はいいんですけど、やっぱり知らない方のためにも、小国の偉大な北里柴三郎博士の銅像というものは、町の玄関のところに建ててはどうかというところで、この題にしてみましたけれども、町長はどう思われますか。

町長（北里耕亮君） はい、ただいまの御意見の北里柴三郎博士の偉業を称えていくという部分については、町としてもしっかりそういう方向で行かなければいけないと思っております。ただ、議員の発言の中にもありました大字北里の中に、北里柴三郎記念館もあり、それを管轄している財団法人学びやの里もございまして、しっかりその偉業を称えるべく活動をしているところでございます。

ですので、結論から言いますとこちらの御意見のある新しくするおぐに町民センターの中に銅像という部分は、今のところ執行部の考えはないということと、銅像製作もできかねるということで答弁をさせていただきたいと思っております。

7番（穴見まち子君） そうですね。記念館にはしっかりした銅像がありますけれども、やっぱり私は町の売りとして北里柴三郎博士がいるんだということで、小国町民ホールの中にその窓口として一応皆さまに、「ああ、ここには」というのを、来られた方がああ凄いなと思われるような一つのものがあったらいいかなと思って、提案したところなんです。そこの窓口にしかりとした窓口になればいいかと思っております。

一応これで終わりたいと思っております。

町長（北里耕亮君） はい、答弁繰り返しではございますが、銅像といっても、ちょっとしたものと言っではいけません、かなりの予算もかかりますし、銅像という部分を安易に違う場所につくると、偶像する部分で北里記念館がちょっとぶれるような形にもなるのではないかなと思っておりますので、しっかり北里記念館の中で対外的には活動をしっかりさせていただいて、町内での生涯学習や総合的な学習の中で、小国の子どもたちにはこういう博士がいたんですよと、こういうとかこういう小国町出身のというのは、しっかり教育の中でも。これは教育委員会の答弁とは思いますが、今現在していますので、それを引き続きしっかりさせていただきたい。大人の方についても、私のいろんな挨拶の中でも学習と交流というのは、たびたび出させていただいておりますけれども、町民の中でも博士の偉業というのは大体浸透しているのではないかなとは思いますが、引き続き、そのあたりも銅像というだけに固執するのではなくて、他の面でしっかり偉業を称えていきたいというふうにも思っております。

以上でございます。

7番（穴見まち子君） このセンターのロビーの中にも、たぶんいろいろところでいろんな展示

があると思いますけれども、それにしても博士の売りを売りとして、やっぱり偉業のある功績を皆さんに知ってもらうことが大切だなと思っております。

これで終わりたいと思います。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

（午後1時37分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時50分）

議長（渡邊誠次君） 北里町長、追加の答弁をお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 先ほどの穴見議員の御質問の中で、追加の答弁をさせていただきます。

おぐに町民センターを、という話題の中には経緯といたしましては地震の影響でクラックが入り、その後の使用に影響があるということで、執行部内で総合的に判断をしまして建て替えの部分に踏み切りました。その際、財源をどうするかということで国の補助事業も活用して、建設に向けて議会でも特別委員会を設置していただきましたけれども、議会の皆さんそして執行部内、全ての方の尽力のおかげで、今回出来上がることができましたということで。決して1人の動きという部分ではないというのが、執行部の見解でございます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは次に、3番、北里議員、登壇を願います。

3番（北里勝義君） 3番、北里です。

通告に従いまして2点の一般質問を行いたいと思います。

まず、先ほどから同僚議員のほうから少し話題になりましたけれども、学びやの里構想について、その成果といますか評価等についてお尋ねをしていきたいというふうに思っております。この学びやの里構想につきましては、皆さんも御存知かと思いますが、1986年、昭和で言えば昭和61年に北里柴三郎博士が提唱いたしました学習と交流の精神に則り、学びやの里構想を町のほうで策定をして、その中で人づくりの場等の整備に取り組んできております。昭和61年、その翌年には北里研究所、北里大学が中心となりまして、博士が大正5年に寄贈いたしました北里分校また貴賓館、それから生家の一部、こういったところを整備をしていただきまして、新たに北里柴三郎記念館としてオープンをしております。

一方、町ではカントリーパーク整備計画というようなことで研修宿泊施設、それからグラウンド等を昭和63年に整備をいたしております。そのあとに、食と健康の交流館として北里バラ、あとは温泉施設が整備をされております。また、平成8年にはこういった施設の運営管理と地域や文化の振興を図っていくことを目的に、財団法人「学びやの里」が設立をされております。これにつきましては、町が2億円の基金、これは町民からの寄附金も含んでいるかと思いますが、基金にこの財団が設立をされております。今、この三者が学びやの里構想という中でいろ

んな取り組みをしてきているというふうに思っております。三者、北里学園それから財団法人「学びやの里」そして小国町、この三者の連携のもとに、この学びの里構想を取り組んできたんじゃないかなというふうに思っております。この構想から、ちょうど30年余りが経過しております。ちょうど、年号も来年は平成が終わるわけですから、この学びやの里構想の取り組みは平成の中で取り組んでいたんじゃないかなというふうに思っております。この取り組みを、どのようによにどのように評価しているか、町長にお尋ねいたしたいと思えます。

町長（北里耕亮君） ただいまの議員の御説明の中にもありましたが、今私の手元にもおぐにみらい21－悠木の里づくりシナリオというものを用意させていただいております。確かに、この中にカントリーパークの計画（北里地区を例として）ということで、現況と課題、それから地区整備のマスター構想や計画が全て載っております。これは、まだつくる前の文言がそれぞれありまして、今現在振り返ってみますと、ここに載っている部分はもうほとんどというか、7割方8割方ぐらいは実際やってきているものではないかなと、振り返ってみますと。北里駅跡地のことにも触れていますし、線路跡地の活用のことにも触れています。下の河川公園のことにも触れていますし、もちろん今現在、木魂館がある部分とグラウンドがある部分、それから食農という部分と都市農村の交流、様々載っておりますが、大部分は木魂館の今までの活動の中でも実現している部分ではないかなというふうにも思っております。

ですので、振り返りますと私が町長をさせていただいたこの12年前も、前任者の方から引き続いてこの理念に沿って活動してきました。ただ、北里柴三郎博士の部分や学びやの里構想という部分については理念に基づいてやってきましたが、一部分、せっかく私がならさせていただいた部分で数字上の問題であったり、組織上の一部分の課題であったりですね、そういった部分の改善をすべき点は改善をさせていただいたという部分で、振り返らせていただいております。

更にバランスをいうと、小国町と財団法人「学びやの里」と北里学園、北里大学関係。現在は北里研究所という法人になっておりますけれども、法人の北里研究所の割合というかウエイトがそんなには私になったときには絆であったり、つながりであったり、ちょっと薄いんじゃないかなと思えたので、そのあたりしっかり先方にも行ってお話をさせていただきました。2014年には、平成26年でございますが、たまたま博士生誕160周年でこちらの大学の北里大学が創立50周年、研究所が100年という記念の部分でもあったので、先方の東京の法人と打ち合わせをさせていただいて多額の寄附をいただき、現在の記念館のある分校と貴賓室、生家、あと受付やその他もろもろを大改築をさせていただきました。そのハード整備だけにとどまらず、様々な北里大学の医学部から農泊を受け入れたり、学園祭にもこちらから出向いていたり、これでは時間の関係上、全部は言えませんけれども、本当に深いつながりを持たさせていただいて、大学のほうでも小国町という部分をPRもさせていただいている途中でございます。

ですので、やってきたことは手前味噌ですけれども、よかったのではないかなと思えますし、

これは個人的な意見ですけれども続けるべきことではないかなというふうには、今現在は思っているところでございます。

3番（北里勝義君） 町長のおっしゃるとおり、北里大学といいますか研究所との関係もかなり良好な関係で、よくなってきているのではないかなというふうに思っております。

今、町長のほうから生誕160周年の事業のことが、ちょっと答弁にございましたが、160周年の記念事業を行うときに、ある関係者の方がこのようにおっしゃっておりました。「北里柴三郎博士が小国町をあとにして、世界に羽ばたいていったときに、この小国町の地元で博士をしっかり応援し、また町を支え、町を発展させた人たちもいるんだ」ということをおっしゃっていました。そのことは忘れてはいけないというようなことで、おっしゃっていました。私も、「ああ、なるほどな」という気持ちも持ちました。博士は、その気持ちが強かったからこそ、小国町に北里分校をつくり、また記念館をつくり、それを小国町に寄贈したんじゃないかなと思います。その博士の精神というのは、今、北里研究所あたりにも、私はつながっているというふうに思っております。でないと、やはり数億円をかけて記念館を整備したりはしません。そういった中で、やはり博士の精神が今でも生きてきているんじゃないかなと思っております。一昨年が、ちょうど博士が分校また貴賓館を寄贈してちょうど100周年ということで、記念事業もございましたけれども、この中でもやはり町長の答弁にありましたとおり、貴賓館も老朽化しておりましたので、新たにリニューアルをして、また町に上げております。

私は、そういうそれぞれ分野分野で持ち分があるんじゃないかなと。研究所がしていただく部分、それから財団法人「学びの里」が行っていく部分、それから町がしっかり行っていく部分とあるような感じもいたしております。一番私が心配しているのは、やはり全体的な施設の老朽化というのがあるかというふうに思っております。柴三郎記念館はそのようにリニューアルされましたけれども、周辺を見てもこれは具体的な例ですが、木魂館と記念館と結ぶ沿路がございます。これ階段等もございますけれども、こういった階段も今は少し鉄筋あたりがむき出してきたりしております。危険な状態です。ここは、子どもたちが合宿等で朝練やそういうのにこの階段は使っております。こういった中で、全体的に老朽化が進んできているのではないかなというような気持ちもあります。町としてもやはり専門的な点検といいますか、再点検をする必要があるんじゃないかなというふうに思います。

町長、お考えを。

町長（北里耕亮君） 御意見の中にあります施設の老朽化、確かに否めない部分があります。御意見のとおり部分もあります。町も放置している部分ではなくて、できる範囲のことをさせていただいて、ちょうど御意見がありました階段が本当陥没をしておりまして、穴が開いて、その下がちょっと空洞のようになりつつありました。そこは数年前に一部補修といいましょうか、緊急補修みたいな形の抜本的な解決にはならなかったのですけれども、させていただいておりますが、

そのあともまた議員御意見のように、やはり少しまた割れたり、鉄筋がという部分があります。上のほうに行きまして、木魂館のその建物の部分も毎年毎年、窓の部分であったり塗装の部分であったり、箇所箇所に少しずつであります。補修というのをさせていただいておりますが、老朽化という部分は止められない部分でありますから、気付く部分でというのはさせていただいております。専門的などという部分で管轄は情報課が管轄はしておりますが、建物の部分というのは建設課もありますので、この質問のあとにそういった部分を執行部内で協議させていただいて、よければその年次計画みたいなものも検討に入れながら、まずは調査をですね。調査をまずどういうふうな形でしていくかというのも、打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

3番（北里勝義君）　そういうリニューアルについては、やっぱり財団法人も小さいながら少しずつでも自分たちでやっている部分があります。それは財団ができる範囲でやっているし、この財団の理事長は町長がされているわけですから、財団の取り組みもしっかりしているだろうというふうに思っております。

それから同じく、この学びやの里構想で整備をした、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、北里跡地公園というような位置付けで北里跡地を一部整備をいたしております。これも30年余り経過して、回りの安全柵だとかそういったものの老朽化も進んでいるように思われます。特に、この駅跡地につきましては、国道387号線が道路改良も進みまして、町の東の玄関口として交通量も増えているし、地域振興、観光振興にこの国道は寄与しているんじゃないかなというふうに思っております。

ここで、やはり再整備といいますか新たな活用計画あたりを、この公園まで含めて活用計画を策定をして、整備を進めていかねばならないかなというふうに思いますけれども、町のお考えをお尋ねします。

町長（北里耕亮君）　先ほどからの構想のベースになっておりますシナリオにおきましては、ちなみにでございますけれども、北里駅跡公園、宮原線を地域の記憶にとどめる場所としてプラットホームやレールを移設し、さらには国道に接する北里の新しい玄関として整備するアスレチック広場、展示広場、ゲートボール場も併設するというふうに書いておりますけれども、今現在はなかなかそこまではいっておりませんで、駅跡地は町有地であります。近場も町有地の中にキヨスクという野菜販売所の一部分もございまして、一部分は民間にお貸しして飲食店が入っている状況でございます。特に最近では地域の方のイベントといいましょうか、地域おこし協力隊や地域の方々と共同で駅カフェというイベントもあってございまして、非常に盛んでよろしいことだというふうに思っております。

また、キヨスクも近隣の年配者の方やそこを通行される観光の方のお話の部分というか、いろいろ憩いの場にもなっております。今現在、明確に町としてのこれを一気に変えるとかそういう計画は今はないんですが、一応町有地でもありますし、そしてここにも一部書いてあります玄関

口というか、通行も非常に多いので、何か加えるような形で。あれを失くすのではなくて、何か一つ何か加えるような形で何か活性化ができればとは考えてはおりますが、まだ明確なビジョンはありませんので、今後の課題かなとは思っております。木魂館の学びや里構想と一体的にというのは、学びやの里の組織もございますので、またそのあたりでの話題もしていければというふうに思っております。

3番（北里勝義君） 今、答弁がありましたとおり、あそこは民間の方も町有地を一部お借りして、頑張ってもらっていますし、キヨスクもございます。私は官や民や関係なく、官民一緒になってやはり地域のために取り組んでいくことが、私は大事ではないかなと思っておりますし、またどういった活用計画がいいのか、町としましてもそういった地元の方々等の意見を聞きながら、新たな活用計画のもとで整備を進めていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、2点目に入らせていただきます。教育行政改革について、お尋ねをいたしたいと思えます。御存知のとおり、平成27年に教育行政法が一部改正をされまして、教育行政の責任の明確化、また総合教育会議の設置、教育大綱の策定、そういったものが改正をされております。小国町におきましても、この総合教育会議の設置や教育大綱あたりを策定をいたしまして、町長部局との連携の強化を図ってきているんじゃないかなと思っております。

また、この総合教育会議や教育大綱につきましては、ホームページあたりで公表をしております。この法が施行されて3年余り過ぎておりますが、この取り組みについてどのように評価されているか、また課題等、問題等があるか、お尋ねいたしたいと思えます。

教育長（麻生廣文君） まず、総合教育会議につきましては、例えば本年度、平成30年に向けては昨年2月に町長部局の要請で開催いたしました。教育委員や事務局員、あるいは町長部局の総務部など参加いたしました。町長の思い、あるいは教育政策の方向性や意見を聞く機会になったと思っております。

また、教育委員会としましては、教育大綱を受けて小国の教育チャレンジプランというのを、私就任したときに申し上げたかと思えますが、それを大綱を受けて掲げておりましたので、その内容に沿って進捗状況や成果を報告いたしました。その成果と課題を踏まえて、今年度といたしますか平成30年度へこうしたことを取り組むつもりだということで、教育委員の意見なども取り混ぜて町長部局との話し合いをしたところでございます。そうしたこともあって予算案あたりへも反映していただいたかなと思っております。

主な今年度の内容は、小学校部活動の社会体育への移行もございましたし、それから小国学の充実、あるいは英会話活動の充実、それからICT環境の充実、こうした部分を昨年、本年度の施行といったようなところを踏まえて、課題としてこういった部分で頑張りたいということをお願いしたところでございます。この1年間を見てみますと、着実に充実を図っているところだと思っております。例えば授業中に先生方がICT機器を使ったりして、分かりやすい授

業に取り組んでいたり、あるいは英検の3級の生徒が小国町、県内においても非常に高うございますが、こうした部分で成果は上がってきていると。そのほか、夏休みに平成30年度から夏休みの盆休み中の学校閉庁等につきましても、働き方改革の一環として、その際をお願いをして今年度実施ができたようなところがございます。そうして考えますと、総合会議あるいは教育大綱の取り組みというのは、町としての今後の教育の在り方を話し合う場にもなりますし、大きく機能しているかなというふうに思っております。

教育面でのまた次年度あたりへの課題ということは、引き続き小国学や英会話、ICTあるいは小学校の部活等は今年度から完全実施になりますけれども、そういった部分はさらに検証を深めていくと。内容面とそれからこの大綱、あるいは総合教育会議についての評価自体は非常に大きいものがあつたと。機能しているというふうに考えておりますし、次年度に向けて1月にまた必要部局と話し合いを進めていくつもりでおります。

以上でございます。

3番（北里勝義君） ちょっとお尋ねなんです、この総合教育会議ですね、これは事務局は教育委員会ですかね。それから、大体年に1回ぐらい開催しているか。そこら辺ちょっとお尋ねします。

教育長（麻生廣文君） この事務局は、町長部局でございます。総務課になりますので、そちらの要請で昨年もしたというようなことで。できれば私が10月に就任したこともございまして、今の時期あたりといいますか、やっていただくと次の1年間をどのようにやっていくかというようなことで、しっかり話し合いができる。あるいは評価と課題あたりも一緒にできるかなというふうには思っております。一応、町長部局でございます。

町長（北里耕亮君） 先ほど答弁すればよかったのですが、もともとこの総合教育会議の設置の狙いとしては、少し小国町の規模より大きな所あたりは、市とかは、市部局ですね、町部局と教育委員会部局でなかなか日頃からの連携がなくて、何か課題があつたときにそのトップが謝罪するとか、よく場面的にはあるかと思いますが、常日頃から連携をとってという部分の狙いもあつたのではないかなと思います。

ただ、小国町は従来から、この設置がある前から一体的に町の未来を担う子どもたちの事柄については、町部局でも日頃から会話をさせていただいて、設備の充実であつたり、内容についてはそこまでは入り込まないんですが、一体となってやってきたつもりではありました。ただ、これを設置してなお、教育委員の意見や特にやる時期が予算協議の時期でございまして、次年度はこういうふうな充実をしてくださいというか、そういう雰囲気的な要望もございまして、できればそれが叶うのであれば、それを一つの参考意見にさせてというような機会がありますので、よろしかったのでないかなと思います。そういう狙いで一応、総務課に事務局はありますので、町部局対等で行っているところでございます。

3番（北里勝義君） はい、分かりました。

私は法にも定められておりますけれども、やはり点検と評価、それから公表、そういうのは法にもありますし、町の小中学校管理規則の中にも自己評価というようなことで定められているかと思っております。私は何と言いますか、学校評価の中で教育的評価というのは先生たちが自己評価であったり、先生同士で評価をしあったりして、結構評価されているのではないかなと思えますけれども、その他施設やそういった施設の点検や子どもたちの安全対策、こういった部分については、やはり教育委員会のほうが中心となって、点検と評価を行って、その中で私は今町長部局のあります総合教育会議あたりでしっかり議論して、予算につながっていけばいいのではないかなというふうに思います。ぜひ、そういった取り組みが大綱で謳ってある安全で快適な教育環境の整備に私はつながっていくのではないかなというふうに思っております。

教育長のお考えをお尋ねします。

教育長（麻生廣文君） 教育大綱の取り組みというのがありまして、またそれを受けて毎年教育努力目標なども定めております。毎年毎年、学校は学校で自己点検をP D C Aサイクルに則ってやっておりますし、教育委員会としましては小中を含めそれから社会体育、人権教育等も含めて広い意味で点検をしながら次年度の施行と申しますか、そういう部分を進めていこうというふうに考えております。

本年度あたりは特に途中でのP D CのCのチェックですか、いろいろ災害とともにブロック塀だとか警察とのより緊密な取り組みなど、途中で新たに全国的に話題になった部分がございますけれども、そうした部分も一つ一つ学校あたりとの連携も取りながら、進めてきたところがございますので、安全でそして子どもたちにとって非常に効果の上がる教育環境作りということにつきましては、日々適した時期を見ながら点検、評価をしていきたいなと思っております。

以上です。

3番（北里勝義君） しっかり、この制度改革等に取り組んでいただいて、そういった取り組みがうまく活かされるようにしていただきたいと思えます。

それから次に、学校や地域住民、そして行政、そういったものが連携をいたしまして、町の資源や環境を活かした小国型地域教育について、ずっと以前から町づくりの中でも進められてきたと思えます。その現在の取り組みを教育長にお尋ねいたしたいと思えます。

教育長（麻生廣文君） ちょっとそれに入る前に、今朝のニュースだったでしょうか、今後A Iですかね、こうした非常に部分で産業界といいますか経団連のほうがA Iに十分立ち向かうだけの人材の育成が非常に大事だというような話がニュースで飛び交っておりました。非常にそういった部分では、本町で進めております英会話やI C T関係の教育環境の充実というのは、非常にこれは大事なことだなと思っております。ただ、こうした部分を進めていく上におきまして、今議員からのお尋ねの地域住民やあるいは行政の連携と申しますか、この小国町というのを小国町に根

差すといえますか、地域に根差すような教育の推進、これについては先ほどの認識や技術とかいう部分とは別に、非常に豊かな心を育てるとか感性を育てるといった部分で、非常に大事だと思っています。先ほどから柴三郎先生の話なども出てきておりますが、やはり町に誇りを持ったり、そういう部分が非常に子どもたちの誇りといえますか自尊心をしっかり育てていく。これはしっかり車の両輪のように進めておきながら、新しい教育というのを進めていかないことには、しっかりとした教育にはならないというふうに考えております。

そういったことから考えますと、地域住民や行政との連携、学校との連携、町の資源や環境を活かした小国型の地域教育の取り組み、これは非常に私は大事にしたい部分でございます。この件につきましては、小中一貫のもとに小国学というのが小学校1年から9年生まで仕組みまわっておりますので、このことを取り上げることができます。この内容も、環境モデル都市構想やあるいは木育あたりの観点から、取り組みを進めてきているところでございますが、さらに今年度、ここにバッチを付けておりますが、このSDGsの取り組みも絡めて推進できるようになったなどというふうに思っているところです。先日、中学生による報告会などがございましたけれども、その一つになっていくというふうに思っています。

それから小国小中学校は、御存知のように教育課程の特例校でございますので、先ほど申し上げました小国学につきましては、独自の取り組みができるようになっておりますので、お尋ねの部分につきましては非常に充実をさせやすい部分だというふうに思っています。

それから小中学校学校評議員制度、いわゆるコミュニティスクールと、これは小中学校で統一した一つで進めておりますが、これも地域人材の活用だとか、あるいは地域との連携というのが非常に重要視されておりますので、そうした部分からの後押しであったり、あるいは共に歩むということで地域も学校も共にあるというような部分も進めることができるなどというふうに思っています。

それから、来年度でございますが、もう一つ地域学校共同活動というものに今県のほうに手を挙げておまして、その指定といえますか、その部分での補助等も受けられる方向で話を進めておりますので、こういう部分についても次年度はさらに成果を上げられるかなと思っております。いずれにしても、新しい教育のもとに子どもたちの心の育成を含めて、地域の勉強とあるいは地域に根差した教育というのは、非常に大事にしたいと思っております。その中の一つとして、小国の歴史教材等も作っておりますので、そうしたものも小国学などで活用ができるかなというふうに思っております。

以上です。

3番（北里勝義君） 町には町の歴史や農業の歴史、また林業の歴史等もございます。またそれに伴って尽力した人々もたくさんいるわけです。また、豊かな資源であったり、豊かな自然環境であったり、こういったものを活かした教育をぜひ進めていただきたいと思います。

それから、先だって義民七兵衛の供養祭が行われました。これは小さい規模ですけれども、没後222年ということで地元の老人クラブ主催で供養祭が行われております。これは、こういった町の歴史もしっかり私たちは次の世代に伝えていかねばならないというふうに思っておりますし、このことについては老人クラブのほうから教育委員会にも相談があったかと思っております。このことについて、教育長の思いがあれば一言お願いしたいと思っております。

教育長（麻生廣文君） まず、義民七兵衛につきましては、222年ということでございました。これは地域の方々の活動に対する表彰がございまして、その記念で慰霊祭を行ったというふうにお聞きしております。それから、先ほど小国の地域に根差した教育について申し上げましたとき、最後ちょっと付け加えさせていただきましたけれども、地域の素材といいますか、歴史遺産あたりの教材を編集しているというようなお話をさせていただきました。義民七兵衛につきましても、その内容に取り上げるなどして、柴三郎先生はもちろんでございますけれども、そういった先人あるいは歴史遺産であったり自然であったり、そういう部分をしっかり取り上げたものを小学生向けだとか、今のところの計画でございますが、今度は中学生向けなどのものを作り、子どもたちだけでなく地域や家庭でも一緒に読み合ったりして、話ができるようなものを作っていくなと思っておりますので、またその編集につきまして、また議員さん方にいろんな点でお願いすることもあろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

3番（北里勝義君） それでは、これで私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時40分から再開をいたします。

（午後2時31分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時40分）

議長（渡邊誠次君） 2番、大塚英博議員、登壇を願います。

2番（大塚英博君） 2番、大塚でございます。

通告どおり、2点について質問をさせていただきます。

まず1点目については、喫煙環境整備についてでございます。タバコを吸う人口も以前よりもどんどん減少しているこの頃でございます。特に健康増進法や受動喫煙防止法、そして未成年者喫煙防止法という法律の中で、喫煙環境というかタバコを吸う場所というものが規制を受けました。そういう中で、最近加熱式タバコというものの普及により、若干それに代わっているところもございます。しかし、まだまだタバコを吸っている方々もおられます。そういう中で、以前6千万円、7千万円あったタバコ消費税というものが最近少なくなって、もう5千万円を若干切るぐらいで、一般財源の中での地方税の中で大きなウエイトを占め、大きく貢献している現状でございます。そこで、今度新しく町民センターというものができました。たくさんの方々が来ら

れます。その中にもタバコを吸う方々もおられます。そういう中で屋外の喫煙所というものもタバコを吸う方にとってみれば非常に大事になってくるのではなかろうかと考えます。

その点について、そういう計画があるかどうかを、まずお聞きしたいと思います。

総務課長（小田宣義君） はい、お答えいたします。

おぐに町民センターに限りましては、現在建設中のごさいまして、その前のセンターにつきましても外、非常階段の所でタバコを吸っていた現状があります。役場につきましても、センターができる前までに、ちょっと屋内の喫煙所を壊しまして、その喫煙所が今外のほうで吸っている状況にあります。

先ほどありました健康増進法の一部を改正する法律ということで、確かに7月25日に法律が改正されております。屋外で吸う場合と、一概に言えなくてですね、行政の機関それと学校、保育園等はまた新たな規制がかかってくる法律となっております。法は7月25日に施行されておりますけれども、ちょっと県のほうにも問合せをしているのですけれども、法律の改正に伴う制令がまだ出ておりません。屋外も、この法律が変わりますので、作る計画はあるのですけれども、なかなかまだどれだけ離すとかいう細かい指示がありませんので、まだ今のところは屋外に作るという計画だけは持っているところです。

以上です。

2番（大塚英博君） ありがとうございます。

せっかく作るのであれば、やっぱりただ灰皿が設置されてそこで吸うということではなくて、一つのコーナーみたいな形で、ここは愛煙家にとっては非常に優しいなというふうに印象づけるようなことになれば、そういうふうな希望をいたしますし、また、町民センターだけでなく他の観光施設であるいろんな形の施設の中で、やっぱりそういうふうなタバコを吸う方に対して優しい場所というものを、やっぱりそのところも検討していただきたいなと思っております。

その点については、どうでございますか。特に隣保館においては端のほうで吸われておりますし、ゆうステーションの場所においては、ただバス停の近くにボックスがございます。そういう面において、やっぱり観光施設やそういう基点というものが、よそから来た人たちが安心してそこで吸えるという場所を提供していただければ、本当に町がそれだけのことをやっているのかなと、良い評価が受けられるのではないかなというふうに、私は考えておりますが、どうでしょうか。

総務課長（小田宣義君） この法律の改正の趣旨といたしましては、望まない受動喫煙の防止を図るために改正をされております。当然、屋外でただ灰皿を置いて吸えるというのではなくて、それなりのたぶん壁を設置するとか、排煙装置を設置するとかいう設備が必要となってくると思われます。ただ、先ほど申しましたとおり、まだ制令が整備されておきませんので、どこまでの計画かはまだ今の時点では考えておきません。

以上です。

2番（大塚英博君） 分かりました。

それでは2つ目の質問に移りたいと思います。財政健全化、その中でも特に経済収支比率について質問をしたいと思います。

この経済収支比率というものは、財政向上における弾力性を判断するのに用いられる数値でございます。特に経常経費、特に公債費であったり人件費であったり扶助費であったり、この義務的経費ですね。それと同時に物品費であったり、修繕補修費であったり繰出金であったり、いろんなことのその他の経費がございます。これを含めての経常経費というものの、一般的に経常の一般財源という地方交付税、町税、その他の収入をもって、どれだけ割合でこの経費に充てられたという数字でございます。これは昨年、毎年9月に会計監査から会計の決算の意見書ということで出て参ります。ここ数年は88パーセントという形で推移しておられました。以前は90パーセントあったときもございます。しかし若干今年、平成29年度は1.7パーセント減になって87.1パーセントという、若干落ちて。しかし、70パーセントというものが妥当であり、75パーセントというものは弾力性を失うという。ましてや80パーセントにいけば硬直化に入るといふように明記されておりますが、小国町の状況においては、それが実際硬直化になっているかどうかということも、これでは判断が私たちはできてまいりません。それはなぜならば、郡の平均というものが88パーセントであり、県の平均というものは88パーセント以上であります。しかしこれは、実際いうと、これから3年間、毎年毎年こういう数字が続くということは、経常経費と別に投資的経費というものがございます。この投資的経費というものに充てられるものが急に少なくなっていけば、財政的な何かをやろうと思っても支障が出るのではなからうかと危惧しているわけで、なるだけこの硬直化というかこの水域をある程度下げていくことが大きな課題ではなからうかと思っております。

そこで質問ですけれども、民間の活力を導入するということで企業誘致であったり、大きな補助費というものを、団体補助費を削減していくというやり方。それと同時に、この公債費というものを下げていくというやり方。しかしこの公債費というものが、こういう硬直した状態の中では新たな事業を起こすことについては、必ず有利な起債に頼らざるを得なくなってくるということが、自ずから起債というものが発生し、公債費が増えていきます。それと同時に、この比率は上がっていくわけでございます。このスパイラル、要するにマイナスのスパイラルが出てくるわけです。ということは、抜本的にこの点について改革をしなければこれから、地域間競争というものが出てきたときに、この小国町においても人口減少はともかく、財政的に立ち直るといふことが非常に厳しくなっていくのではなからうかと。本当に猶予はできない状態ではなからうかと思っております。

そこで、町民と一体となって、その改革を推進していかなければいけないというのは分かりま

すけれども、当局としてこの点についてまず影響があっているのか。それに対して影響があるとなれば、これから先のことについて、どのような改善を計画にあるのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（小田宣義君） まず、大塚議員が今、申されました収支の件ですね。経常収支比率ということで、確におっしゃるとおり阿蘇郡内で中間程度。これは地方の町村ではなかなか上げることができなくて、こちらを上げれば数値的には上がるんでしょうけども、やっぱり言うほど簡単ではない状況でございます。

いろんなことを考えるのですけれども、個々の歳入を上げるために、多分議会の中でも執行部も考え提案し、議員の皆さまも提案していただき、そして少しでも収入のほう上がるような施策を打って、続けてきております。また、この書類を意見書というのを、これは監査委員がつくるのですけれども、監査のほうから議員のほう、そして執行部のほうにこれを配る理由も、結局そこらあたりの課題をちゃんと把握するための意見書でございます。有効な策というものが、今現在持っているのかということ、なかなかそれはない状況にあります。監査の報告の中にも、「歳出削減に努力してきた経緯はあるが、今後も収入の40パーセントを占める地方交付税の減少が見込まれることや、ふるさと寄附金は一時的な高額寄附であることも踏まえ、町税や寄附金等の歳入の増加に努めるとともに、事務事業の効率性・重点化を図り、廃止・削減等を含めた歳出の見直しや、更なる有効な財源確保に努めることが求められる」と意見書にも書いてありますとおり、この財源確保を皆さんで今から考えていくということが、一番の方法ではないかなと思っております。

2番（大塚英博君） 非常に分かりやすい答弁でございました。

これは本当いうと、私たちもそれを身に染みて考えていかなければいけない。これから先の小国町を維持するために、要するに持続可能な町づくりというためにも、このことについては真剣にこれに取り組んでいかなければいけないと考えます。

申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。3時から再開をいたします。

（午後2時53分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時00分）

議長（渡邊誠次君） 1番、穴井帝史議員、登壇を願います。

1番（穴井帝史君） 1番、穴井です。

今回、3点ほど質問いたしたいと思いますが、まず、これは複数社から申請が上がっていると思いますが、地熱開発についての熱水の利用ですね。一度、勉強会か何かで町長のほうから説明があったと思いますが、あの時のお話では一応、木魂館まで将来的には引いたらどうかと言って

いましたが、間違いなかったら答弁願いますか。

政策課長（佐々木忠生君） 6月の補正予算のほうで、議会の承認をいただきました案件でございますけれども、経済産業省の地熱発電に対する理解促進事業費補助金の交付を受けまして、地熱発電で利用したあとの熱水を需要地まで運び、公共施設や事業所、農業施設等に熱として供給して活用する事業可能性、FS調査について、今現在専門業者、日本環境技研株式会社のほうに委託をいたしまして、具体的な調査検討を行っているところでございます。

御質問の西里地区から北里地区という部分で、今そういう調査検討の中では木魂館あたりまでは引きたいなというような計画、途中の経過というような状況でございます。

1番（穴井帝史君） 引っ張るのはいいんですけど、そのあとの利活用についてなどは、まだ具体的に町として考えているのでしょうか。

政策課長（佐々木忠生君） 今、調査委託を進める中で、各発電事業者、それから需用化ですかね、農林業の方やいろいろそういう方にヒアリングを行いながら、今調査を進めているというような状況でございます。具体的な部分は3月までに調査結果も出てきますので、その折、今回5本くらいの委託事業をやっておりますので、結果が出ましたら、また議会のほうにも御報告をさせていただいた上で、今後の事業進捗といいますか今後の事業計画に進めていきたいなというふうに思っております。

1番（穴井帝史君） これはあくまで提案なのでございますけれども、あそこは北里小学校の校舎があり、プール等もまだ立派なプールもありますので、温水プールをつくったり校舎を使った、熱水があればLED照明で短期収穫のできる野菜を作ったりすれば校舎の利活用にもなり、そういう施設ができれば借り手も必ずいるんじゃないかなと思いますので、参考としてちょっと申し上げます。

町長（北里耕亮君） ただいま御意見をいただきました小学校跡地のプールであったり校舎であったり、特にプールはまだ十分使える、今現在も夏は使っておりますけれども、そういった部分を費用対効果といいますか、どういう形であれを温水プールにするかという技術的な話もありますけれども、考え方は非常に意見の一つとしては考えられるのではないかなと思います。

校舎についても、耐震化は少しされてはいないのですけれども、あのまま空いたままにしておくのはもったいないので、何か有効的に活用ができる部分を、熱水を引くことによってそれがきっかけになるという部分であればよろしいかと思いますが、そちらのほうも意見の一つとして参考にさせていただきたいと思っております。

1番（穴井帝史君） ぜひとも参考になればと思います。これも、あくまでまだ将来的なものになるかと思いますが、よろしく願いいたしたいと思います。

次の質問ですが、乗合タクシーについて、一度聞いたこと、別の質問をしたんですけれども、現状と申しますか。小国町におきましては、今二つのバス路線があると思うんですけれども、杖

立線・岳の湯線ですかね。これに対する最新の赤字補填と申しますか、数字が分かれば。杖立、岳の湯二つの路線についてお答えください。

政策課長（佐々木忠生君） 今現在、小国管内につきましては5路線走っております。結局、小国と町外を結ぶ路線が3路線、それから町内が議員がおっしゃられました杖立線と岳の湯線ということで、まず杖立線につきましては、町のほうが補填している額が579万8千円。それから岳の湯線のほうが880万5千円という部分で、これにつきましては対象期間が今年の10月1日から今年の9月30日までという部分で、これは補助要項上での対象期間がその期間になっておりますし、その決算時期にもあたるかなというふうにも思っております。

1番（穴井帝史君） 579万8千円と岳の湯線が880万5千円ですね。私が調べたところ、乗合タクシーの補填額が約1千640万円という、これは平成29年度の数値なんですけれども、この数字を見ますとこの2路線だけで、約300万円強ぐらいの補填をやっているわけですよ、将来的に観光客の問題という話も以前にございましたけれども、将来的にどういうふうを考えていくのか、考えがあればお答えください。

政策課長（佐々木忠生君） 乗合タクシーにつきましては、全8路線で1千640万円というようになっております。路線バスにつきましては、全体で先ほど言いました5路線で町が補填をしている額が2千832万6千円、これは産交バスに対して出している部分になります。

それから、今の補填額につきましては、全額町が一般財源で負担しているということではございませんで、県のほうからも補助金が約400万円ぐらい入っておりますし、また交付税あたりでも算定の対象になっているというふうにはなっております。

今後、岳の湯線のことによかったんですかね。

1番（穴井帝史君） いや、両路線ですね。

政策課長（佐々木忠生君） 両路線ですね。今年の9月議会に熊谷議員からも、この件についていろいろ御質問がありましたように、路線バスの岳の湯線、杖立線につきましては、財政負担という部分もありますけれども、乗合タクシーに切り替えるという部分も一つの検討材料かなと思います。ただ、いかんせん利用者、周辺集落の方々の意向が一番大事かなと思っておりますので、引き続き意向を確認しながら今後、乗合タクシーでいくのか路線バスでいくのかという部分について、また議会とも相談をしながら進めていきたいなというふうに思っております。

1番（穴井帝史君） バスのほうは定刻になれば予約なしでも来るというメリットがあるかと思えますし、乗合タクシーについては、何か良い話も聞きますし、ちょっと使いづらいという話も聞くのですけれども、その辺の苦情等、役場のほうに話が来ていればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

政策課長（佐々木忠生君） 今、乗合タクシーについては、特段、町のほうにクレーム等苦情等はあまり入っておりません。

1 番（穴井帝史君） 何か前は前日までの予約じゃないと受け付けないと聞いていましたけれども、この間あるタクシー業者の方と話していたら、当日の朝でも空きがあれば受け付けますと、いう返事なんかもらっていますので、私としては、どちらかと言えば全部乗り合いにしたほうが効率的じゃなかろうかとは思いますが、その辺は先ほど、将来的に考えていくという返答がございましたので、この辺で終わりたいと思います。

それともう1点なのですが、以前町長から発言がありましたが、町有地の未使用地についての売却等を行いたいという話がありましたけれども、その辺がどうなっているのかお聞かせください。

町長（北里耕亮君） 平成30年度今年の一つの施政方針の中にも書いておりましたが、特に面積が大きい町有地で他団体が使っている部分であったり、そういうところを交渉をさせていただいております。ただ、最終的には議会の議決等も必要になる案件もありますが、これはちょっと反省点でございますけれども、双方の不動産鑑定をしてズレがあったとか、そういう部分に相手がいる話の案件もありますものですから、これは引き続きやはり協議をさせていただきたいと思えます。ちょっと言葉使いが適切かどうか、売り急いでいるわけでもない部分でもありますけれども、やはり適正価格という部分が貴重な町の財産でありますので、これがどうだったという部分になると、またいけないと思えますので、ここはじっくり構えながらも。ただ、使っていない所は他団体がもう既に使っている所は将来的にも整理していく必要があるという考えは変わりません。やはり、財源不足を補う一つ的手段としても、私はこれは執行部としては考えていくべきではないかなというふうにも思っております。

1 番（穴井帝史君） 私が一番思うのは、大きい範囲の土地ではなくて、多分以前も一般質問で言わせてもらったと思えますけれども、特に国道387号線の町道に払い下げというか、国道から町道に変更になった部分ですね、あそこが近所にも数箇所ありますので、私が休み明けとかちよこちよこわざと通ってみるんですけれども、やっぱり弁当殻であったり、そういう大きな産廃物が捨ててあったりはないのですけれども、やっぱりちょっと車の中で弁当を食べてそれを捨てたり、そういうのがいまだに見受けられる状況にありますので、その辺は例えば隣の山主の人と話をして売却するとか、そういう小さい所からでも始めてもらわないと、県境を越えて九重町側に入りますと、ちゃんと売却ができていない所はU字が反対になったような、はめ込み式の何か付けてですね、そういうものを防止しているみたいなんですけれども。

前にも提案していますけれども、以前何も改良がされていないもので、その辺、今後いかななものかと思ひまして。どうでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） 御質問の件は、以前も確かに承っております。一つには、いわゆる国道の旧道で残っている部分ですね。現在は移管を受けて町道という形になっている部分でございますけれども。確かに奥まった所になったり、屈曲した部分があつて、非常に死角になる部分が多

ございまして、雑草が生えたりすれば特に死角になったりする部分で、不法投棄場所というよう  
なことになっている部分が特に387号線でございます。麻生釣方面、それからもう一つが反対  
側の室原方面ですね。こちらのほうにも一部ございます。延長も結構、室原方面4キロから5キ  
ロの延べ延長がございます。麻生釣方面においても2キロから3キロぐらい延べ延長がございま  
す。

一番ちょっと心配している点は、もちろん行政財産ですので普通財産にして売却というような  
形の手続きになろうかと思えますけれども、それでもその受益者が利用されている場所があるん  
です。一部ですね。ですからそこらあたりは、そこを通らないと田んぼに行けない、そこを通ら  
ないと自分の山に行けないという部分の方もいらっしゃると思いますので、ちょっと1点1点、詳細に  
状況を調べてしている途中ですけれども、まだまだちょっと追いついておりませんので、そのあ  
たりを影響者がいないか調べた上で、例えば廃道にするとかというような手続きを取れる部分につ  
いては取っていききたいというふうに考えております。

その間、侵入者を防ぐための防護柵であるとか、そうしたものについては、今後すみませんが  
検討させていただきたいと思えます。

以上です。

1番（穴井帝史君） その道を利用している方が複数いたりすれば、今課長から答弁があったよう  
に不便を被ることになりますので、その辺は確かに気を付けなくてはいけないものと考えますけ  
れども、何度も言いますけれども、例えばU字になったあれを別に鍵をしなくても利用する方は  
わざわざ外していくこともできるし、例えばそこに侵入して弁当を食べようかなと思った人は、  
わざわざそれを取ってまで入ってはいかないような気はするんですよ。だから早急な対応とし  
て、できればそういうちょっと進入防止みたいなものを早急に設置をしてもらいたいと思えます。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃるような対策を一度は室原方面のトンネルの脇に旧道が残って  
いる所で非常に死角になる部分がありまして、そこは不法投棄場所という部分で住民課とも対応  
を考えていたところですが、そこにはちょっと今おっしゃったような着脱式の馬ですね、  
道路に穴を掘ってこういったものを。受益者が山主が山の手入れに行かれる際にはそれを引き抜  
いていくというようなことで、山主と協議をしてそういう物を付けた経緯がございます。しかし  
ながら、それさえも取っていかれて入っていかれるというようなことも実際にございますので、  
そこら辺どういう対策がいいのか、鍵を付けたほうがいいのか、いろんな物事を考えましたけれ  
ども、鍵にするとなかなか今度は山主がなくなるときが大変だということで、それでも今のとこ  
ろはちょっと撤去したような状況でしておりますけれども、あと看板の設置であるとかですね、  
注意を喚起する看板の設置であるとか。そういったもので対応策をしているところではございま  
すけれども、今後また協議をしまして、どういう方法が旧道として残していく間は進入、そうい  
った不法投棄やいろんな車輛の進入ができないように対策はどういう方法がいいかを考えさせてい



討について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申し出があります。  
お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって平成30年第4回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後3時25分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（2番）

署名議員（11番）

## 会 議 の 顛 末

### 1. 会議録署名議員の指名

2番 大塚英博君  
11番 松本明雄君

### 1. 会期の決定

今期定例会の会期を 12月11日から 12月13日までの3日間とする。

1.	議案第 44 号	小国町の休日を定める条例について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	議案第 45 号	小国町一般職の職員の給与に関する条例及び小国町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	議案第 46 号	小国町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	議案第 47 号	小国町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	議案第 48 号	小国町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	議案第 49 号	おぐに町民センターの設置及び管理に関する条例について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	議案第 50 号	熊本県市町村総合事務組合の規約の一部変更について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	議案第 51 号	小国町過疎地域自立促進計画の変更について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	議案第 52 号	平成 30 年度小国町一般会計補正予算(第 5 号)について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	議案第 53 号	平成 30 年度小国町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	議案第 54 号	平成 30 年度小国町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決
1.	同意第 2 号	小国町固定資産評価審査委員会委員の選任について 平成 30 年 12 月 11 日 同 意
1.	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 平成 30 年 12 月 11 日 適 任
1.	発委第 1 号	小国町議会議員政治倫理条例について 平成 30 年 12 月 11 日 原案可決

《議案外》

平成30年12月11日

1. 議員派遣報告について

平成30年12月12日

1. 閉会中の継続審査の件

議会運営委員会

総務文教福祉常任委員会

産業常任委員会

開発センター建替え検討特別委員会

議会活性化推進特別委員会

ゆうステーション周辺整備特別委員会

広報特別委員会

に付託

《行政報告》

平成30年12月11日

1. 12月14日開催の勉強会について
1. 平成31年度職員採用について
1. 平成31年1月の行事について

《一般質問》

(1日目)

1.	薬味野菜の里小国について	P 1～9
1.	税・保険料の滞納処分について	P 9～15
1.	観光の取り組みについて	P 15～19
1.	総合型地域スポーツクラブについて	P 19～20
1.	児童虐待について	P 21～24
1.	死亡に関するワンストップ窓口について	P 24～27
1.	大観峰トンネルについて	P 27～29
1.	町民センターに北里柴三郎の銅像はどうか	P 29～32
1.	学びやの里構想について	P 32～36
1.	教育行政制度改革について	P 36～40
1.	喫煙環境整備について	P 40～42
1.	財政健全化について	P 42～43
1.	地熱開発による熱水の利用について	P 44～45
1.	乗合タクシーについて	P 45～46
1.	町有地売却について	P 46～48

小国町議会会議録  
平成30年第4回定例会

平成30年12月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 藤 木 一 也

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会議務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119